熊本市人権教育・啓発基本計画

改訂版

熊 本 市

Human Rights

改訂にあたって

本市では、さまざまな人権問題に対応するため、平成21年3月に平成30年度までの10年間を計画期間とする人権教育・啓発基本計画を策定し、これをもとに人権尊重社会の実現に向けた人権教育啓発の取り組みを進めて参りました。

策定から5年が経過し、本計画の中間年を迎えましたが、この間、インターネット上での個人情報の無断掲載や掲示版での中傷、学校でのいじめや体罰、東日本大震災に起因する原発からの放射能漏れによる風評被害やコミュニティの亀裂から生じた問題、水俣病被害者への差別発言等、さまざまな人権侵害が生じており、人権教育啓発の必要性はますます高まっております。

そこで、今回の中間見直しでは、初めての試みである「人権に関する市民意識調査」を行いました。その結果、半数以上の多くの方々からご回答をいただき、皆さまの人権に関する関心の高さを改めて知るとともに、皆さまの関心や思いはどのようなものであるか、どのような人権教育や啓発が必要と思われているかなど、多くのことを確認することができました。

今回の改訂では、この市民意識調査に加えて、中間見直し委員会を設置し、外部委員の皆様方のご意見も伺いながら検討を重ね、計画の構成にも見直しを行ったことで、より多くの皆さまの声を本計画に反映させるとともに、さらに分かりやすいものにすることができたものと考えております。

本市は、今後、この基本計画改訂版を本市における人権教育啓発の大きな指針として、目標とする「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」づくりを皆さまと共に進めてまいります。

最後に、この基本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました全ての皆さまに心より感謝を申し上げます。

平成26年7月

熊本市長　幸山 政史

目　次

第１章　基本計画の策定及び見直しにあたって

１　計画策定の目的 …… １
２　これまでの取り組み …… １
３　人権教育・啓発の重要性 …… ３
４　基本計画の見直し …… ４

第２章　基本計画の基本的考え方

１　基本理念 …… ６
２　基本事項 …… ６
３　基本計画の目標と施策概要 …… ８
　　基本計画の体系≪図≫ ……10

第３章　さまざまな人権問題への取り組み

女性に関する問題 ……11
子どもに関する問題 ……12
高齢者に関する問題 ……15
障がい者に関する問題 ……16
同和問題 ……17
アイヌの人々に関する問題 ……18
外国人に関する問題 ……19
エイズ患者やHIV（エイズウイルス）感染者に関する問題……20
ハンセン病元患者に関する問題 ……21
刑を終えて出所した人に関する問題 ……22
犯罪被害者等に関する問題 ……23
インターネット上の問題 ……24
北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題 ……27
ホームレスの人たちに関する問題 ……27
性的少数者に関する問題 ……29
東日本大震災に関する問題 ……30
自死遺族に関する問題 ……30
水俣病に関する問題 ……31

第４章　実施主体ごとの取り組み
１　市役所や区役所（行政）がすべきこと　……33
２　家庭（家庭教育）にできること　……34
３　地域（社会教育）にできること　……34
４　保育所・幼稚園にできること　……35
５　学校（小・中・高等学校等）にできること　……35
６　職場にできること　……37
７　福祉施設や保健・医療施設にできること　……37
８　マスメディアにできること　……38

第５章　基本計画の推進
１　熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進　……39
２　関係機関等との連携強化　……40
３　啓発手法等における創意工夫　……41
４　実施状況の把握と結果の公表等　……42

さまざまな人権問題に関する補足説明　……43

参考資料
世界人権宣言　……51
日本国憲法（抜粋）　……55
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　……59
熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会　……61
熊本市人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会　……65
熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会　……67

付　録
熊本市人権に関する市民意識調査（平成 25 年度）

── 用語解説 ── を同一ページか次のページに記載しております。

第１章　基本計画の策定及び見直しにあたって

１　計画策定の目的

国は、平成 12 年（2000 年）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法<※1>」という。）を制定し、この第５条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

平成 21 年（2009 年）３月、市は、新しい熊本づくりに向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「熊本市第６次総合計画<※2>」（以下「総合計画」という。）を策定し、その基本構想の中で「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を掲げています。

そこで、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、平成 21 年（2009 年）３月に「熊本市人権教育･啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

２　これまでの取り組み

（1）国際的な取り組み

昭和 23 年（1948 年）、国際連合総会において、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文）と謳（うた）った「世界人権宣言」が採択されました。

用語解説

<※１>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成 12 年（2000 年）12 月６日に施行されました。

<※２>熊本市第６次総合計画

「総合計画」は、熊本市の目指す将来像とその実現に向けた方策を示した、熊本市のまちづくりを進める上で最も基本的な計画で、この計画に基づいて市民サービスの提供や計画的なまちづくりを進めています。

第６次総合計画は、期間を平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間とし、人権に関しては、基本構想において「すべての人の人権が等しく尊重され」と理念にうたい、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、分け隔てなく参画できる社会の実現」を基本方針の一つとして掲げています。

昭和 41 年（1966 年）には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの「国際人権規約」が採択され発効されました。

このほか、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人権差別撤廃条約」など多くの人権条約が採択され発効し、また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等各テーマ別に国際年を定めるなど人権問題への国際的取り組みが行われてきました。

平成 6 年（1994 年）の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取り組みとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、「人権教育のための国連 10 年」終了後における取り組みをさらに進めるため、平成 16 年（2004 年）の国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

（2）我が国の取り組み

我が国においては、第二次世界大戦後の昭和 21 年（1946 年）、主権在民、恒久平和とともに「基本的人権の尊重」を謳う「日本国憲法」が公布されました。その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准（ひじゅん）するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

我が国固有の同和問題への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、「同和対策審議会答申<※3>」を受けて、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。また、昭和 57 年（1982 年）には、生活環境整備、就労対策や教育の充実を図るための「地域改善対策特別措置法」、昭和 62 年（1987 年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が制定されて、さまざまな施策が実施されました。

平成 7 年（1995 年）には、「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 8 年（1996 年）に「人権擁護施策推進法」が制定され、法務省に人権教育・啓発の総合的な推進や人権侵害の被害者救済に関する基本的事項等を調査審議するための人権擁護推進審議会が設置されました。また、平成 9 年（1997 年）に「人権教育のための国内行動計画」が策定され、平成 12 年（2000 年）には「人権教育・啓発推進法」が施行され、さらに、平成 14 年（2002 年）には「人

用語解説

<※ 3 >同和対策審議会答申

昭和 35 年（1960 年）に総理府に設置された同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について内閣総理大臣の諮問を受け、昭和 40 年（1965 年）8 月に出した答申のことです。

権教育・啓発に関する基本計画」を策定して、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開しています。

（3）市の取り組み

市においては、昭和 47 年（1972 年）に「同和対策事業特別措置法」に基づく諸事業と同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題の解決に向けた教育及び啓発事業を行うため、当時の市民局内に同和対策室を設置しました。

昭和 51 年（1976 年）には、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ることを目的に熊本市立隣保館（現：ふれあい文化センター）を建設するとともに、「地対財特法」に基づく施策・事業を実施してきました。また、昭和 62 年（1987 年）には、地域住民、民間企業、関係機関及び団体等が連携・協力し、市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向けて人権啓発活動を推進することを目的として、「熊本市人権啓発市民協議会」が設立され、この協議会を中心に、さまざまな実践活動が展開されています。

また、平成 2 年（1990 年）には、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目的とした教育の実現を目指し、それまで教育委員会の指導課内にあった同和教育に関する係を同和教育指導室に組織拡充するとともに、「熊本市同和教育の推進について」を策定し、取り組みを進めてきました。

さらに、平成 12 年（2000 年）には、人権教育・啓発の一層の推進を図るため、「熊本市域における人権教育啓発基本方針」を策定し、翌平成 13 年（2001 年）に同和対策室を人権推進総室へと組織改編して、人権に関する諸施策の充実と人権教育・啓発推進体制の強化を図りました。平成 13 年（2001 年）には、教育委員会同和教育指導室の名称を人権教育指導室と改め、平成 14 年（2002 年）に「熊本市人権教育の推進について」を策定して、これまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築する取り組みを進めました。

また、平成 17 年（2005 年）に「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を施行し、この推進会議のもとで、職員に対する人権教育の推進を図りながら、人権尊重を基本とした市政運営に努めています。

3　人権教育・啓発の重要性

平成 20 年（2008 年）には、国連において「世界人権宣言」が採択されてから 60 年の節目を迎え、世界各国で人権に対するさまざまな取り組みと、人権の尊さを訴える多くのキャンペーン活動が展開されています。しかしながら、今なお宗教観の違いによる戦争や途上国での人権侵害、差別による人命軽視的な政策など解決すべき諸問題が山積しています。

国内でも、家庭内での悲惨な事件、尊い命を奪う殺人事件や社会的弱者といわれる子どもや高齢者などへの差別や虐待などが連日のように報道され、最近では、インターネットや携帯電話等による誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）、人権侵害、個人情報の流出など、新たな人権に関わる問題が発生しています。

市は、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ人権問題に関する多くの課題が存在しています。

差別や人権侵害などがなくならない背景には、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化」、「障がい者に対する障がいの発生原因や症状についての理解不足、感染症患者等に対する医学的に見て不正確な知識や思い込み」、「人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していないこと」等があると言われています。

また、これまで「人権を侵害された人（被害者）に対する救済や支援」、「被害者にならないための自衛のための教育」、「人権を侵害した人（加害者）に対する規制や制裁」、「加害者にならないための人権教育や啓発」といった取り組みが中心で、身近に人権侵害が起きた場合に「自分には関係ないと見て見ぬ振りをする人（傍観者）が少なくないこと」が問題の解決を遅らせているといった指摘もあります。

このようなことから、人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題ととらえ、事例《注》に学びながらも人権教育・啓発を推進していくことが重要です。

国の人権教育・啓発に関する基本計画は、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養（かんよう）を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の重要性はどんなに強調してもし過ぎることはない」と述べています。ここに、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に粘り強く継続していかなければならない理由があります。

4　基本計画の見直し

基本計画では、策定時から中間地点にあたる平成 25 年度に計画を見直すことを明示しています。計画策定後 4 年が経過し、その間いじめや体罰、虐待といった子どもに関する人権侵害やインターネット上の人権侵害、さらには平成 23 年（2011 年）３月に発生した東日本大震災に起因する人権侵害など、新たな人権課題も現れてきています。

このようなことから、時間の経過や社会情勢の変化、市が行う人権に関する市民意識調査結果の反映、人権問題に関する国等の動向、さらには政令指定都市移行に伴う区制施行といった変化に対応し、より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取り組みを社会全体で深めていくために、「熊本市人権教育・啓発基本計画」を見直します。

≪注≫

事例に学ぶ人権問題

市では、昭和 29 年（1954 年）、ハンセン病療養所入所者の子どもの小学校入学に周囲の保護者が反対するという運動が起きましたが、これは国の隔離政策とともに医学的に見て不正確な知識や思い込みによる誤った危機意識から生じたものといえます。その後も国の隔離政策は続きますが、この出来事を題材とした映画「あつい壁」が多くの人々にこの問題を人権問題として意識させるきっかけとなりました。

その後、平成 8 年（1996 年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、積極的にハンセン病回復者の人々の人権問題を解決するための施策や啓発が行われるようになった結果、ハンセン病に対する国民の正しい理解が深まりつつあります。

また、誤った歴史的認識の事例として、以前は、熊本に秋を告げるといわれる藤崎八旛宮秋季例大祭で「ボシタ」の掛け声が使われていました。しかし、「豊臣秀吉は朝鮮半島出兵で勝利した（相手国を滅ぼした）という誤った歴史認識を生みかねない」、「関係国の人々に不快の気持ちを抱かせる」等の理由から、平成２年（1990 年）、祭主である藤崎八旛宮や大祭参加団体の申し合わせによりこの掛け声は使われなくなりました。本市では、正しい認識を促すための啓発活動に努めています。

第2章　基本計画の基本的考え方

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、市は、関係法令や国・県の施策に基づきながら人権教育・啓発を推進してきました。しかしながら、いまだ人権問題に関する多くの課題が存在しています。

そこで、この章では、人権教育・啓発を進める上での基本的な考え方や施策の体系等を明らかにします。

1　基本理念

人権とは、すべての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

国連の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第１条）と謳っています。

また、日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第 11 条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第 14 条）と謳っています。

そこで、この基本計画は、「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分はもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」を基本理念とします。

2　基本事項

（1）位置づけ

ア　基本計画は、総合計画と整合性を持つものであり、市の人権教育・啓発に関する基本的な考え方を明らかにして、行政と市民等（家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、職場事業所、福祉施設、保健･医療施設、マスメディア等の団体、機関、施設等を含む）が取り組むべき方向性を示すものです。

イ　基本計画は、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年法務省・文部科学省告示第１号）及び「熊本県人権教育・啓発

基本計画」（平成 16 年策定）と連動したものです。

ウ　基本計画は、市が実施するあらゆる施策や事業に反映させるとともに、行政と市民等が協働して推進することとします。

（2）計画期間

本計画の期間は、平成 21 年（2009 年）度から平成 30 年（2018 年）度までの 10 年間とします。

なお、人権問題を取り巻く環境は、地方分権や少子高齢化、情報化、国際化の進展等により常に変化していることから、中間地点にあたる平成 25 年（2013 年）度に見直しを行いました。また、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

（3）人権教育・人権啓発の定義

人権教育･啓発推進法に規定された「人権教育の定義」（第２条）及び「人権啓発の定義」（第３条）に基づき、この基本計画における人権教育及び人権啓発の定義を次のとおりとします。

ア　人権教育

市民一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、家庭、地域、学校、職場その他のさまざまな場、多様な機会をとおして行われる、家庭教育、社会教育、学校教育、企業教育などの教育や学習活動をいいます。

イ　人権啓発

市民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解･認識を持ち、自らの態度・行動に現れるよう、家庭、地域、学校、職場その他のさまざまな場、多様な機会をとおして行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます。

（4）人権教育・啓発の手法

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発は、次のような２つの手法（アプローチ）を組み合わせつつ推進します。

ア　人権尊重という大きな視点からのアプローチ

例えば、国際条約や関係法令等に即して、「個人の尊重」や「法の下の平等」といった人権全般に共通するテーマを取り上げた人権教育・啓発を推進することで、個別の人権問題の解決につなげていきます。

イ　個別の人権課題に則した視点からのアプローチ

例えば､｢子どもの人権｣､｢高齢者の人権｣､｢同和問題｣ といった個別の人権問題をテーマとする人権教育・啓発を推進することで、他の分野における人権問題と関連づけ、あらゆる人権問題の解決につなげていきます。

3　基本計画の目標と施策概要

（1）基本計画の目標（成果指標）

基本計画の目標は、総合計画に掲げる｢一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会｣ の実現を目指すとともに､｢すべての人の人権が尊重される社会をつくる｣ こととします。

この｢すべての人の人権が尊重される社会｣ とは、｢市民一人ひとりが、この熊本市に生まれたこと、あるいは暮らしていることの喜びを実感できる社会｣、｢家族はもとより、隣人や地域の人々などが、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、尊重し合う社会｣、更には、｢市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動として現れる社会｣ であるとも言えます。

また、この｢すべての人の人権が尊重される社会をつくる｣ という目標の達成度を測るために、次のような成果指標と目標値を定めます。

成果指標	基準値（H 20）	中間目標値（H 25）	目標値（H 30）
自分の人権が守られていると感じる市民の割合（%）	48.8	55	60
様々な人権問題について関心がある市民の割合（%）	71.6	75	80
自分の人権が侵害されたことがあると思う市民の割合（%）	19.3	17	15

（2）施策概要

人権問題の解決に向けて、次のような4つの視点から人権教育・啓発の推進に取り組みます。

ア　市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進法は、｢国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない｣（第6条）と規定し、国民にもそのような努力をするよう促しています。

そこで、市民は、一人ひとりが人権意識の高揚に努めるとともに、特に市民生活と

深い関わりを持つ家庭、地域、学校、職場等においても、市や行政機関等と連携しつつ、市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

イ　人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済など広範多岐な分野にわたっており、いずれも人々の日常生活の中の「人権」と密接に関わっています。

そこで、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識するとともに、この理念を基調とした施策や事業を推進します。

ウ　人権感覚豊かな市職員の育成

人権尊重を基調とした施策を推進し、市民の立場に立った市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から主体的に考え、行動する力を育んでいく必要があります。

そこで、市は、すべての職員を対象として体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施して、人権感覚豊かな職員の育成に努めます。

エ　関係機関等との連携強化

基本計画は、国・県の基本計画と連動したものであり、特に、人権擁護活動については、国、県との連携は不可欠なものであります。また、人権啓発活動を行っているNPOなどの民間団体や自治会・地域公民館などの地域団体の果たすべき役割は重要となっています。

特に、現在、市と協働で人権啓発活動を行っている「熊本市人権啓発市民協議会」との連携・協力は、大変重要な役割を担っています。

そこで、今後は、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携をさらに強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めてまいります。

施　策　体　系

施策の目標

すべての人の人権が尊重される社会をつくる

事業展開の基本方針

人権尊重意識の高揚

主な取り組み

人権教育・啓発の推進

事業概要

- 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進
- 人権尊重を基調とした施策の推進
- 人権感覚豊かな市職員の育成
- 関係機関との連携強化

第3章　さまざまな人権問題への取り組み

第1章「基本計画の策定にあたって」で述べたように、国内外で人権問題解決のための取り組みが進められ、市でも関係法令や国・県の政策に基づき、市民や関係団体等と連携して人権教育・啓発活動を推進してきましたが、いまだ数多くの人権問題が存在し、新たな人権問題も発生しています。

基本計画の見直しにあたっては、このような状況を十分認識したうえで、人権教育・啓発の取り組みを実施していくことが重要であり、この章では、さまざまな人権問題について、その「現状」と「課題」を理解し、これまでの市の取り組みを踏まえ、今後の対応への方針を整理しました。

女性に関する問題

（1）現状と課題

女性に関する人権問題としては、性別による差別的取り扱い、さまざまな暴力による人権侵害など、いまだ数多くの課題が残されており、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見が見られ、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している現状があります。特に、セクハラ<※４>、パワハラ<※５>、妊娠出産した女性に対するマタニティ・ハラスメント<※6>などやDV<※7>は、相手の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。

また、一方では、少子高齢化や経済構造の変革など急激に変化する社会への対応が求められ

用語解説

<※４>セクハラ（＝セクシュアル・ハラスメント）
相手を不快にさせる性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

<※５>パワハラ（＝パワー・ハラスメント）
職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

<※６>マタニティ・ハラスメント
働く女性が妊娠・出産を理由に解雇や雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないじめやいやがらせのことです。

<※７>DV（＝ドメスティック・バイオレンス）
夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力などさまざまな形での暴力が存在します。

ており、男女がともに責任を担い、特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と他の活動との両立を図ることができる社会環境の整備も重要となっています。

（2）市の取り組み

市は、昭和 62 年（1987 年）、女性を取り巻くさまざまな課題の解決に向けて総合的な企画調整のための窓口として、企画広報部に婦人生活課（現：男女共生推進室）を新設しました。

平成 2 年（1990 年）には、性別にとらわれず、のびのびと個性と能力を発揮しかつ男女共同参画社会の活動拠点として「総合婦人会館・カルチャーセンター」（現：男女共同参画センターはあもにい）を開設しました。また、人権意識や女性の権利意識が高まる中で、平成 4 年（1992 年）には「くまもと市女性プラン」を策定し、幅広い分野にわたる女性の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 13 年（2001 年）には「くまもと市男女共同参画プラン」（平成 13 年～平成 22 年）を策定し、市の男女の未来像を形成するために、社会情勢の変化などから生じた課題や引き続き取り組むべき課題に適切に対応しました。

その後、平成 18 年（2006 年）スポーツをとおして男女共同参画社会の実現を目指す「2006 世界女性スポーツ会議くまもと」をアジアで初めて開催するなど、女性の人権にかかる問題の解決に積極的に取り組んできました。

そして、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、平成 21 年（2009 年）4 月に施行された「熊本市男女共同参画推進条例」に基づき、「熊本市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に掲げた施策に向けた取り組みを行っています。

（3）今後の方針

男女共同参画社会の実現に向けては、男性も女性も性別にとらわれず、さまざまな分野において総合的かつ長期的な視点に立って男女共同参画の推進に取り組んでいく必要があります。ついては、男女共同参画の視点を活かしながら、具体的な地域課題の解決に取り組みます。

子どもに関する問題

（1）現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながり

の希薄化が指摘されています。このため、世代間の知識・知恵の継承や子育ての助け合いが少なくなり、保護者等の子育てする負担感や孤立感が増し、精神的にゆとりのある子育てがしにくいなど、子どもを一人の人間、個人として尊重することが難しい現状があります。

このような中、子どもの人権に関する深刻な問題として児童虐待があり、平成 24 年（2012 年）度の市（各区保健子ども課・児童相談所）に寄せられた児童虐待に関する相談対応件数は 568 件（各区保健子ども課 194 件 / 児童相談所 374 件）と、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された平成 12 年(2000 年）以降、子どもの人権への意識が年々高まっていることもあり、大きく増加しています。

そうした子どもを取り巻く環境を見ると、いじめや体罰、インターネットによる有害情報の氾濫等、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

大人が、一人の人間として子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識するとともに、自らの責任を果たしていくことが求められることから、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、事業所・職場などにおいて、子どもたちの発達段階に応じて、人権尊重の心を育てる人権教育と、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

なお、市では、平成 19 年（2007 年）に市内の医療機関に「こうのとりのゆりかご」が設置されたことを受け、子どもの安全などについての検証を行っていますが、「母子の生命の安全」や「子どもが自らの出自を知る権利」など、新たな人権課題も現れてきています。

（2）市の取り組み

市は、平成 6 年（1994 年）すべての子どもたちの幸せを願って「熊本市民子ども憲章」を制定、平成 13 年（2001 年）には「子ども一人ひとりが輝くために、子ども一人ひとりの個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育む」ことを基本理念とする「くまもと子ども輝きプラン」を策定し、「児童の権利に関する条約」を周知するとともに、子どもたちが日ごろの思いや願いを自由に述べ合い、大人と子どもたちがともに学び合う場として「熊本市子どもフォーラム」を開催しています。また、平成 16 年（2004 年）には、「まちづくり戦略計画」の重点的分野に「子どもたちが健やかに成長するまち」を掲げて、「子育てしやすい環境づくり」や「個を育む学校教育の推進」などに取り組んできました。平成 17 年（2005 年）には「熊本市次世代育成支援行動計画（ひびけ！子ども未来プラン）」を策定して、「子どもの権利を守る社会づくり」に取り組むとともに、要保護児童<※ 8>等については「熊本市要保護児童対策地域協議会」を中心に関係機関の連携を強化して、児童虐待等の発生予防、早期発見、早期対応に努めています。

さらに、平成 22 年（2010 年）には、子どもの健やかな成長を願って、問題の決に向

けて保護者と一緒に考えていく専門の機関として児童相談所を設置しました。

また、いじめは、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を及ぼすだけでなく、生命に関わる重大な事態を招く恐れもあることから、市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年（2014 年）３月、「熊本市いじめ防止基本方針」を策定し、熊本市、教育委員会、学校、家庭、地域等が連携していじめの問題の克服に向け、取り組んでいます。

子どもの発達段階において、就学前は人間形成にきわめて重要な時期であることから、子どもが他人と関わる中で、人に対する愛情や信頼感を、さらには、自主自立や協調の精神を養うことで道徳性の芽生えを培うとともに、保護者の養育力の向上に結びつく保護者支援にも取り組んでいます。また、人権意識は互いの尊重から始まることから、職員等の人間性の向上と保護者の子育てを尊重する職員等の育成にも努めています。

学校においては、「熊本市人権教育の推進について」に基づき、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりが自尊感情を高め、お互いを認め合い、共に生きていく人権教育の推進に取り組んでいます。また、家庭や地域と連携した啓発活動を計画的・継続的に行っています。

（3）今後の方針

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、企業・事業所、行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、人権尊重の取り組みを進めていきます。併せて、近い将来親になる若者へ、児童虐待の防止も含め、子どもに関心を持つような啓発も行います。

また学校では、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動に現すことができるよう、家庭・地域等と連携しながら人権教育を進めていきます。さらに、発達段階等に応じて知的理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を育成することができるよう、学習内容･方法等の改善･充実に取り組みます。

用語解説

＜※８＞要保護児童

児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童、不登校児童なども含みます。

高齢者に関する問題

（1）現状と課題

少子高齢化の進展により、熊本市の高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率は、平成17年（2005年）の12万2千人（18.4%）から、平成26年（2014年）には17万2千人（23.7%）になると予測され、これに伴い認知症高齢者の数も、平成17年（2005年）に1万人であったものが、平成24年（2012年）には1万8千人に達し、今後も更に増加すると見込まれます。

このような中、家庭や高齢者施設等における高齢者虐待、さらには身体的機能や判断能力が低下した高齢者への金銭詐取や振り込め詐欺、長時間の居座りなどの悪質商法による違法な契約等、高齢者に対する権利侵害が大きな問題となっています。

そこで、高齢者の虐待などの防止と権利が守られるよう、法制度の周知や利用促進などに努め、また、高齢者を抱える家族はもとより、地域住民が認知症などの高齢者の人権に関わる問題を正しく理解できるよう、周知と啓発に努める必要があります。

（2）市の取り組み

高齢者が急速に増加し、認知症、寝たきりや介護が必要な高齢者が増えることが予測される中、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らすためには、生命や人権を保護する取り組みがますます重要になっています。

市では、平成 24 年（2012 年）、「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」を目指した「くまもとはつらつプラン」を策定し、総合的な高齢者施策を推進しています。

具体的には、「認知症への正しい理解、浸透を図るための啓発活動」、「認知症高齢者の早期発見・早期対応体制の充実」、「要援護者に対する地域での見守り体制の整備」、「成年後見制度など権利擁護のための制度周知・利用促進」等の取り組みを行っています。

（3）今後の方針

身体の状態や社会的な判断能力が低下した高齢者、また認知症高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する必要があることから、区役所を中心とした権利擁護体制を強化するとともに、区の日常生活圏域ごとに設置される地域包括支援センターの総合相談機能や虐待防止への対応を強化します。

また、認知症や高齢者の権利擁護のための制度等に関する市民一人ひとりの正しい理解、浸透を図るため、周知・啓発活動についても継続して取り組みます。

障がい者に関する問題

（1）現状と課題

障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がい者一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。

誤解や偏見から、障がい者が生活のしづらさを感じないまちづくりを行う必要があります。

そのためには、障がい者に関わる人や市民に対し、障がいや障がい者についての正しい知識の普及を広め、ノーマライゼーション<※９>理念の一層の浸透を図る必要があります。

また、家庭、地域、学校、職場などにおいて、市民一人ひとりが障がい者の方をよきパートナーとして受け入れ、正しい理解を持って障がい者の社会参加を支援することができるよう、障がい者の人権に関する教育や啓発を推進する必要があります。

さらに、障がい者が安心して暮らせるように、障がい者の人権と権利擁護を目的とする地域福祉権利擁護事業や成年後見制度については、日常的な相談・援助、財産の保全・管理等のサービスをとおして周知・広報し、その普及を図っていく必要があります。

（2）市の取り組み

市は、昭和 50 年（1975 年）、「身体障害者福祉モデル都市」に指定されました。

昭和 58 年（1983 年）には「熊本市障害者福祉長期計画」、平成 8 年（1996 年度）には「障害者基本計画」を策定して、平成 22 年度を目標年度とした新たな障がい者基本計画「障がい者プラン」を策定しました。

その後、平成15年（2003 年）の中間見直しで、プラン策定時にはなかった新たな施策の追加や見直しを行いました。

平成 18 年（2006 年）の「障害者自立支援法」の施行により、平成 18 年度から平成 20 年度を第1期計画、平成 21 年度から平成 23 年度を第 2 期計画として策定し、障がい福祉サービス等の充実に取り組んできました。さらに第 2 期計画の基本的な考えを踏襲した「第 3 期障がい福祉計画」を平成 26 年度を最終年度として策定しています。

さらに、平成 24 年（2012 年）12 月には、障がいのある子どもたちに適切な教育的支援を行うため、「熊本市特別支援教育推進計画」を策定し、共生社会を構築するための基盤となる特別支援教育を総合的・計画的に推進しています。

用語解説

<※９>ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がい者の住居、教育、労働、余暇などの生活条件を、可能な限り障がいのない人の生活条件と同じにするという意味があり、その理念は、「障がい者などの人々が、健常者の人々と共に支えあい、お互いに尊重しながら関わっていける、そのような社会の実現を目指す」とされています。

また現在、障がい者と健常者の直接交流により親睦と相互理解を深めるスポーツイベントに加え、市民の障がいや障がい者に対する関心や理解を進め広めるため、「心の輪を広げる体験作文」と「障がい者週間のポスター」を募集し、障がい者理解を深める機会づくりに向けた取り組みを行っています。

（3）今後の方針

障がいのある子どもの就学や進級・進学にあたっては、教育学・医学等の専門的見地からの意見を聞き、本人や保護者に十分な情報提供と丁寧な相談を行い、思いを受け止めながら、就学先等を決定していきます。

さらに、研修を通し「知らない・無関心」から「理解者・実践者」へ、社会参加の促進につながる新たな障がい者サポーター制度をスタートさせるなど、魅力あるまちづくりを進めることで、障がい者について知識と理解を広めながら、日々の暮らしや活動の中で市民の「ちょっとした配慮」を実践的に取り組みます。

同和問題

（1）現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分と差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強制され、今なお、ライフステージにおいて重大な差別を受けることのある、我が国固有の人権問題です。

同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、積極的に推進していかなければなりません。

同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が重要であり、そのためには、厳しい差別の現実に深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

今でも、調査業者などによる住民票等の不正な取得行為や全国の被差別地域を記載した電子版「部落地名総監」がインターネット上に掲載されるなど、依然として差別事象が見られ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

このようなことから、今後も、家庭をはじめ、地域、学校、事業所・職場における教育や研修をとおし、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

（2）市の取り組み

市は、同和対策に係る特別措置法が失効するまでの 33 年間、さまざまな施策や事業を実施して、同和地区の道路、公園、住宅の整備などの生活環境をはじめ、産業の振興、就労の安定、社会福祉の向上、教育の充実などの地域を取り巻く環境や生活面における状況の改善に努めてきました。

また、講演会やセミナー、映画上映をはじめ、人権啓発拠点施設における講座・教室の交流をとおした差別意識の解消など、さまざまな工夫を加えながら人権教育・啓発に向けた取り組みを行っています。

（3）今後の方針

市民一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深めることが重要であり、市職員や教職員の研修に努めるとともに、関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育･啓発に取り組みます。

アイヌの人々に関する問題

（1）現状と課題

アイヌの人々は、日本では北海道などに先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で、生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用など伝統や文化の保持が制限されました。このため、民族としての誇りである文化や伝統は十分に保存・継承されることなく、また、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

このような問題を解決しようと国は、平成9年（1997 年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、また、平成 20 年（2008 年）には、国会において、アイヌ民族を先住民として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める決議が採択されました。

このようなことから、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、さらに平成 22 年（2010 年）以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催しアイヌ政策を推進しています。

（2）市の取り組み

人権教育・啓発に関する催しを行う際に、啓発小冊子の配布による啓発を行っています。

（3）今後の方針

文化や民族性に優劣はなく、人々の心の中の偏見が差別を生み出し、異なる民族、文化などを抑圧、排除しようとします。市においても、アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重するよう啓発活動に取り組みます。

外国人に関する問題

（1）現状と課題

外国人が地域社会の一員として安心して暮らすためには、異なる文化や多様な価値観を理解し、市民一人ひとりが互いに尊重し合いながら、共に生きる意識を育てることが重要です。

日本に住む外国人の方には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活する上で不便を感じたり、社会の中で孤立したり、言われなき差別や偏見を受ける人もいます。

このようなことから、市民一人ひとりが、外国人をよき仲間として受け入れ、異なる民族や文化、生活習慣、価値観などに対する理解を深めることができるよう、学校や公民館などにおける国際理解活動や異文化を学ぶプログラムや外国人との交流などを充実していく必要があります。

また、外国人が安全に安心して生活できるよう、行政サービスや生活相談の充実やわかりやすい情報提供に積極的に努めていく必要があります。

（2）市の取り組み

国際化の進展に伴い、市の外国人登録者数は、平成 10 年（1998 年）末の時点で3千人弱であったものが、平成 25 年（2013 年）末においては約 4,400 人となり、15 年間で約 1.5 倍に増加しています。

特に、今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化などの要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されます。

このようなことから、市では、平成 22 年（2010 年）３月に「世界に開かれた活力ある都市の実現」を基本理念とする「熊本市国際化指針」を新たに策定し、市民が主体となる、「多彩な国際活動をとおした活気あふれるまちづくり」と「外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくり」を目標に掲げ、暮らしに深く関わる情報を日本人と同様に受けることができるよう、多言語で表示・提供したり、地域で暮らす外国人との間で誤解や偏見が起きないよう、互いの文化や習慣を理解する機会をつくるなど、さまざまな取り組みを行っています。

（3）今後の方針

今後も引き続き、市に住む外国人が便利で安心な生活がおくれるよう、多言語での表示・提供や相談体制の充実、相談窓口の周知などを進めるとともに、互いの文化や習慣を理解する機会づくり、日本語能力の向上支援とあわせて外国人を支援するボランティアの拡充などを進めていきます。

また、災害などの非常時に弱者となりやすい外国人の安全に努め、医療などの専門性の高いボランティアの発掘・育成に取り組みます。

エイズ患者やＨＩＶ（エイズウイルス）感染者に関する問題

（1）現状と課題

ＨＩＶ感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によってエイズの発症を遅らせることが可能になりました。

その一方で、平成 24 年（2012 年）末の全国感染者（14,706 人）と患者数（6,719 人）の合計は 21,425 人（熊本県の患者報告数は 108 人）となっており、特に、若者への広がりが大きな社会問題となっています。

エイズ患者やＨＩＶ（エイズウイルス）感染者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。

感染症の患者については、治療や予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、同時に、市民一人ひとりが感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、感染症の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があり、ＷＨＯ（世界保健機関）はじめ国や地方公共団体では、感染防止とＨＩＶ感染者、エイズ患者に対する差別や偏見を解消するためのさまざまな取り組みを推進しています。

（2）市の取り組み

小学校、中学校、高校では、「熊本市の性教育指導案集」に準じて、系統的なエイズ教育を推進しています。

保健所では、エイズに関する理解を深める取り組みとして、高校、専門学校等を対象に、

専門医師等を活用した講師派遣事業と、職員による出前講座を中学校、高校、専門学校、企業等に対して行っており、平成 24 年度（2012 年度）の実施回数及び実施対象人数は、35 回、8,978 人に上りました。

そのほか、学校、市関連施設、市電・市バス、一般事業所等へのポスター等の掲示や啓発物の配布、高校文化祭、大学学園祭や街頭でエイズ啓発キャンペーン等を行い、エイズに関する理解を深める取り組みを行っています。

また、保健所での相談・検査業務では、ＨＩＶ感染の心配がある人や、感染者の方が安心して相談できる環境整備に努めており、平成 24 年度（2012 年度）は 1,501 件の相談がありました。

（3）今後の方針

市は、熊本市エイズ総合対策推進会議を設置するなど、市民一人ひとりがＨＩＶ感染の予防を考え、感染者との共存について理解することが大切であると考え、今後さまざまな機会を捉えて、教育や啓発に取り組みます。

ハンセン病元患者に関する問題

（1）現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

治療薬が開発された後は、ハンセン病患者を隔離する必要はなかったにも拘（かかわ）らず、国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、多くのハンセン病元患者が人権上の制限や差別等を受けたということがこの問題の核心です。

熊本県主催の平成 15 年（2003 年）度「ふるさと訪問事業」において、国立療養所菊池恵楓園<※10>の入所者が、ハンセン病元患者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという事件が発生したのは、現在もなお、ハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見が根強く残っていることの表れです。

用語解説

<※10>国立療養所菊池恵楓園（きくちけいふうえん）
熊本県合志市にあるハンセン病療養所です。明治 40 年（1907 年）の「らい予防ニ関スル件」に基づき、全国 5 ヶ所に設置された公立療養所の一つであり、明治 42 年（1909 年）、九州 7 県連合立第 5 区九州らい療養所という名称で、現在地に開設されました。昭和 16 年（1941 年）から運営が国に移され、現在の名称に改められました。

ハンセン病元患者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにする基盤整備という課題がいまだ残っています。

（2）市の取り組み

市は、市民に対し人権週間やさまざまな啓発イベントにおいて、人権講演会をはじめ、パネル展示や啓発冊子の配布などをとおして、ハンセン病についての正しい認識を持ち、元患者等に対する理解が深まるよう、啓発活動に取り組んでいます。

小・中学校等では、厚生労働省が作成した中学生向けパンフレット「わたしたちにできること　～ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう～」やハンセン病回復者の語りを収録したDVD（平成19年度作成）を使った学習を進めるなど、ハンセン病をめぐる人権学習を人権教育の中に位置づけています。

また、地域や地域団体、学校、行政では、ハンセン病とその回復者等への理解を深めるため、菊池恵楓園入所者の方との交流体験やハンセン病回復者等の講話を聴く活動を行っています。

（3）今後の方針

ハンセン病元患者、さらにはその家族に対する偏見や差別、人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生まれています。

市民一人ひとりが、ハンセン病に対する正しい理解と認識を深め、ハンセン病回復者や元患者に対する偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められることから、今後も、これらハンセン病回復者等の人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業所・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みます。

刑を終えて出所した人に関する問題

（1）現状と課題

刑を終えて出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があり、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実は極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和24年（1949年）7月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和26年（1951年）7月、法務府（現在の法務省）が「社

会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。平成 22 年（2010 年）の第 60 回運動において、「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」と「社会を明るくする運動　～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進が図られています。

（2）市の取り組み

市では、「社会を明るくする運動」を推進するため、関係機関・団体等で構成する「熊本市推進委員会」を設置し、7月を「社会を明るくする運動」強調月間と定め、各区の保護司会や関係機関、行政と一体となって「熊本市推進大会」を開催するなど、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深める取り組みを行っています。

（3）今後の方針

刑を終えて出所した人たちが真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるには、家族をはじめ、職場や地域社会などの周囲の人々の理解と協力を得る必要があることから、保護観察所や保護司会を核とした関係機関・団体と連携を図り、市民への人権教育・啓発に取り組みます。

犯罪被害者等に関する問題

（1）現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、近隣住民等周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、私生活の平穏の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。

このため、犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けることができる環境整備とともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取り組みをする必要があります。

我が国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を府省庁横断的に実施し、総合的かつ計画的に推進していくため、平成 17 年（2005 年）「犯罪害者等支援法」が施行されました。この法律に基づき「犯罪被害者等基本計画」が、平成 23 年（2011 年）には「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、着実な施策がなされています。

国際的には、昭和 60 年（1985 年）の国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、「被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること」「被害者に対して、訴訟手続きにおける被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること」「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと」などの被害者等の権利に関する提言がなされており、被害者支援は国際的な潮流となっています。

（2）市の取り組み

平成 15 年（2003 年）、犯罪被害者等に対する支援活動を専門的に行う団体として「社団法人 熊本犯罪被害者支援センター（現：公益財団法人 くまもと被害者支援センター）」が設立され、平成 17 年（2005 年）には熊本県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。

同センターでは、被害直後から犯罪被害者等に対する支援を行い、被害の軽減・回復を図るとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成ほか、犯罪被害者等が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動にも取り組んでいます。

市でも、同センターや関係機関等と連携しながら、専門機関の紹介や各種パンフレットの設置など案内窓口の開設や広報啓発活動の取り組みを行っています。

（3）今後の方針

犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるには、社会全体が一体となった取り組みを行うことが必要であることから、「公益財団法人 くまもと被害者支援センター」を核とした行政、司法、医療・福祉、教育等の関係機関・団体との連携強化による支援体制の充実を図るとともに、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発に取り組みます。

インターネット上の問題

（1）現状と課題

コンピュータ関連技術の進歩は、パソコンや携帯電話などの性能を飛躍的に向上させ、いつでも、どこにいても、大量の情報を高速でやり取りすることができる新たなスタイルのコミュニケーションを誕生させました。なかでも、インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなりつつあります。

総務省の「平成 25 年（2013 年）版情報通信白書」によると、インターネット普及率は

79.5%に達しており、多くの人が電子メールや電子掲示板、SNS<※11>、オンラインゲーム<※12>などの機能を使って、多様な情報を気軽に収集・発信し、また、コミュニケーションを楽しんでいます。特に、携帯電話やスマートフォンの普及は目覚しいものがあり、大人はもとより子どもの所有率も増加しており、通話とともにメールやゲームなどの機能やアプリケーション<※13>を使ったコミュニケーションも盛んに行われています。

このようにパソコンやスマートフォンが普及し、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為などが頻発しています。

「本人の許可なく名前や住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報がホームページで公開された」「他人を誹謗中傷するような電子メールを執拗に送り続けた」「名誉を傷つけるような情報を電子掲示板に掲載した」「事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真がブログに掲載された」「行政や企業等が保管する個人情報が、職員等の不注意や不正アクセスによりインターネット上に大量流失した」などの事例は、人権に関わる深刻な問題です。

インターネット上の情報は次々とコピーされ、一度公開されたり、流出したりした情報を回収することは極めて困難です。しかも、発信者に匿名性があることや情報発信が容易であることから、道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。このような「誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態が問題の解決を困難にしています。

法務省は、「一般のインターネット利用者やプロバイダーに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する」こととしています。

文部科学省は、「学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る」としています。

用語解説

<※11>SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりをとおして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のWebサービスのことです。mixiやFacebook、LINE、GREEなどがよく知られています。

<※12>オンラインゲーム

インターネットを介して複数の人が同時に参加して行われるコンピュータゲームを言います。

<※13>アプリケーション

文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェアを言います。「応用ソフト」とも呼ばれ、どのソフトウェアにも共通する基本的な機能をまとめたOS（基本ソフト）に、ユーザが必要とするものを組み込んで利用します。

このようなことから、家庭や地域、学校、職場等といったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の注意点やインターネットの危険性、さらにはインターネット利用時のマナーやルールなど、情報モラルに関する学習機会を提供していく必要があります。

（2）市の取り組み

行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されています。そのため、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入など外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などにより、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、市では、環境に即した情報セキュリティポリシー<※14>の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用側面からの対応と、セキュリティ対策ソフトの導入といった技術側面からの対策の両側面からの対策を実施しています。

教育委員会では、学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗中傷などが書き込まれるなどのネットいじめや個人情報の書き込みによる犯罪被害などを早期発見、早期対応するため、専門の業者に検索・調査・削除等の業務を委託し、学校に情報提供して、生徒への指導を行い、被害の拡大防止に向けた取り組みを行っています。

また、教職員向けの研修を実施し、学校現場での情報モラル教育の推進に努めるとともに、ネットトラブルの対策についての保護者向けの研修も行っています。

（3）今後の方針

教育委員会がネットパトロールを実施していることで、問題のある書き込み等に対する抑止力になっていることから、引き続き実施していきます。

しかしながら、ネットパトロールにも限界があることから、インターネット上に不適切な書き込みをすることの重大性やその悪影響について指導するなど、情報モラル教育をさらに推進していく必要があるため、各学校の情報教育担当者のみならず、より多くの教職員や保護者がトラブルの現状や対策について具体的に学べる機会を提供していきます。

また、市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、

用語解説

<※14>情報セキュリティポリシー

自治体や企業全体の情報セキュリティに関する基本方針のことです。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含みます。

どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたものです。

人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組みます。

北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題

（1）現状と課題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、平成 18 年（2006 年）６月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますがいまだ解決には至っていません。その一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの問題も発生しています。

（2）市の取り組み

今後とも、市民への啓発活動に取り組むとともに、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害の防止のため、市民の正しい理解と認識を国や県等と連携して取り組みます。

（3）今後の方針

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、国や県と連携協力して、啓発ポスターの掲示やパネル展示イベント開催の周知等をとおして、市民への啓発活動に取り組むとともに、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害に対する市民の正しい理解と認識を国や県等と連携して取り組みます。

ホームレス<※15>の人たちに関する問題

（1）現状と課題

社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業などさまざまな理由によりホームレスとなった人たちが全国に８，265 人（平成 25 年（2013 年）１月の全国調査）にのぼり、公園や河川敷などでの生活を余儀なくされています。

このような中、国は、平成 14 年（2002 年）にホームレスの人たちの自立に関して支援等を図るため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定しました。

ホームレスの人たちに自立支援に向けた取り組みが進められる一方、ホームレスの人たちが寝起きしたり、休憩したりしている公園などの近隣住民から、公園が本来の目的のために使えないなどの苦情も寄せられています。このような問題の解決は、近隣住民とホームレスの人たち双方の人権に配慮しつつ取り組みを進めなければなりません。

このようなことから、今後も、関係機関や支援団体などとの連携を強化し、ホームレスの人たちの自立支援の取り組みを進める必要があります。

また、地域住民はもとより、市民一人ひとりが、ホームレスの現状についての理解を深め、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう、人権教育・啓発を進めていく必要があります

（2）市の取り組み

市は、ホームレスの人たちの自立支援を進めるため、平成 12 年（2000 年）に国・県・警察などの関係機関及び市の関係各課で構成する「熊本市ホームレス自立支援に関する関係機関連絡協議会」を設置しました。

また、平成 22 年（2010 年）には、平成 26 年度までを計画年度とする「熊本市ホームレスの自立支援に関する実施計画書」を新たに策定し、民間団体とも連携しながら、相談窓口の設置や自立支援に向けた取り組みを行っています。

ホームレス実態調査（目視調査）では、平成 20 年（2008 年）1 月の 86 人から平成 25 年（2013 年）1 月の 30 人へと大幅に減少しています。

（3）今後の方針

実施計画に沿って自立支援を進めるとともに、必要に応じてホームレスの人たちの実状を理解してもらい、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう人権教育・啓発に取り組みます。

用語解説

<※ 15 >ホームレス

経済的事情などにより、路上生活や野営生活などを余儀なくされている、特定の住所を持たない人を言います。

性的少数者に関する問題

（1）現状と課題

生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない性同一性障害<※16>や人の性愛の向かい方である性的指向<※17>などに関して、市民の正しい理解が求められています。

性の自認や性的指向等における性的少数者は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が異常であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。

自身の性同一性障害等に悩んでいる人の相談先の情報などもまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

（2）市の取り組み

性同一性障害等のこころの悩みについては、こころの健康センターのほか、区役所のこころの健康相談、男女共同参画センターはあもにいの総合相談室、子ども・若者総合相談センター等で相談を受け付けています。

人権侵害があった場合には、地方法務局の人権擁護委員による常設の人権相談や各区役所での特設相談窓口で相談を受け付けています。

用語解説

<※16>性同一性障害

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を「性同一性障害（Gender identity disorder（GID）」と呼びます。

平成16年（2004年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者であって、①二十歳以上であること②婚姻していない③未成年の子がいない④性別適合手術を受けているなどの一定の要件を満たすものについては、家庭裁判所で性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

<※17>性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを「性的指向」と言い、具体的には，性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

（3）今後の方針

今後、思春期等をテーマにした研修会をとおして、支援者向けの教育研修や啓発に取り組むなど、相談体制を充実します。

東日本大震災に関する問題

（1）現状と課題

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的被害をもたらす、未曾有（みぞう）の大災害となりました。

また、福島第一原子力発電所の事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、仮設住宅等においてさまざまな人権問題が発生するとともに、原発事故に伴い、避難先において周辺住民が風評に基づく差別的取扱いを受けるなど、人権に関わる深刻な問題も発生しています。

（2）市の取り組み

震災が起きた年には、放射線を正しく理解するための講演会を開催しました。

その後も、復興に向けて頑張っておられる被災者の方を招き、当事者から当時の状況などを語ってもらうシンポジウムを開催しています。

（3）今後の方針

市には、被災地からの移住者も多数おられることから、被災に対する正しい理解を深め、他人事とはせず、被災者と気持ちを分かち合えるよう、今後とも人権教育・啓発に取り組みます。

自死<※18>遺族に関する問題

（1）現状と課題

身近な人を自殺（自死）で亡くすと、遺族は自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、親族が自殺で亡くなったことを周囲に話せず、一人で苦しみ、地域社会から孤立せざ

用語解説

<※18>自死
意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないでいう言い方です。

るを得ない方が多いと推察されます。

このため周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

（2）熊本市の取り組み

市では、自死遺族の方が安心して悩みや苦しみを話せる場として、自死遺族グループミーティングや個別相談を実施しています。また、自死遺族の心理の理解や相談機関の周知のため、リーフレットを作成して関係機関に配布し、普及啓発を図っています。

そのほか、自死遺族への理解を深め適切な対応について習得するための講演会や研修会を行っています。

なお、本市では、遺族の心情に配慮し、遺族に関しては自殺ではなく自死という表現を使用しています。

（3）今後の方針

今後も自死遺族等への相談支援を継続するとともに、相談機関の周知や普及や人権教育・啓発に取り組みます。

水俣病に関する問題

（1）現状と課題

水俣病は、昭和 31 年（1956 年）に水俣市でその発生が公式に確認され、平成 16 年（2004 年）10 月には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかった、国と熊本県の責任が確定しています。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別の問題をも生じさせました。国や水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、教育啓発活動に努めていますが、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

（2）市の取り組み

市では、水俣病に対する正しい理解を深める機会として、市民や企業・団体の人権啓発指導者を対象とした現地訪問研修、教職員や市民を対象とした講演会の実施など、さまざまな取り組みを行っています。

（3）今後の方針

偏見や差別の解消のためには、正しい知識を広め、理解を深めていくことが不可欠であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなど、人権教育・啓発に取り組みます。

第４章　実施主体ごとの取り組み

第２章「基本計画の基本的考え方」及び第３章「さまざまな人権問題への取り組み」で述べたように、人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取り組みだけでは困難で、家庭、学校、職場、その他さまざまな場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行う必要があります。

そこで、この章では、特に市民生活と深い関わりのある、市、家庭、地域、学校、職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取り組みを示しています。

なお、ここに示す「具体的な取り組み」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（家庭、地域、学校、職場など）や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層など、その特性に応じた最も効果的な手法を創意工夫しつつ実施することとします。

１　市役所や区役所（行政）がすべきこと

市は、基本計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を着実に実行します。また、計画の適正な進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。

加えて、市の職員（臨時職員や嘱託職員を含む）を対象として、総合的かつ計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材育成を図ります。

◆具体的取り組み

- 基本計画について、ホームページへの掲載やリーフレット等の作成配布など、広く市民に広報するとともに、説明会などの開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。
- 人権教育や啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、ＮＰＯ、企業等が行う人権教育や啓発事業を積極的に支援します。
- 講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を積極的に推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。
- 人権教育・啓発の効果的な推進を図るための調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- 市職員全体を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。
- 職員自ら、人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する啓発資料を作成するとともに、市職員に対する相談窓口の機能強化に努めます。
- 政令指定都市となり区制を施行したことから、各区でも区民の人権教育・啓発に取り組みます。

2 家庭（家庭教育）にできること

幼児期は、豊かな人間性を形成する上で重要な時期であり、人間教育の原点ともいえる家庭は、幼児期から豊かな情操を育て、しつけなどを通して、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な教育の場です。特に、幼児の発達の特性を踏まえ、動植物に親しみ、命や自然の大切さに気づかせ、豊かな感性を芽生えさせるなど、人権尊重の精神を育む教育が重要です。

そこで、家庭では、その教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進しましょう。

さらに、夫婦、親子、兄弟や姉妹など家族を構成するそれぞれが、互いを思いやり、助け合い、人権を尊重しあう明るい家庭を築いていきましょう。

◆具体的取り組み

・家庭内では、協力して子育てなどができるよう家庭環境等の改善に取り組みましょう。

・家庭教育を豊かなものとするため、進んで人権に関する講演会やセミナーなどに参加するなど人権問題を主体的に学びましょう。

・子育て等に悩んだり、迷ったりした場合は、一人で悩まず、相談機関（子ども総合相談室、子育て支援センター、各区役所の保健子ども課など）や近所の子育て経験者に相談しましょう。

3 地域（社会教育）にできること

地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活のさまざまな場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。

そこで、自治会、老人会、子ども会などの団体においては、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、さまざまな人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。

◆具体的取り組み

・ふれあい文化センターをはじめ、公民館やコミュニティセンター等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物など人権学習の機会を提供しましょう。

・夏祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、市と連携し人権啓発行事を展開しましょう。

・ボランティア活動や世代間交流など、さまざまな体験活動を通じて、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。

・行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、実施に当たっては参加体験型などその方法や内容を工夫し、地域住民の自主的な参加を図りましょう。

4 保育所・幼稚園にできること

（1）園児に対する人権教育

乳幼児期の子どもたちは、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物や自然とのふれあいなどをとおして、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれていくと言われています。

そこで、保育所・幼稚園の経営者や園長は、子どもたちの生活はもちろんのこと、社会参加活動や野外活動などを人権教育・啓発の間接的手法として積極的に実施しましょう。

◆具体的取り組み

・子どもたちの発達段階等を踏まえ、具体的な例を交えた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施しましょう。

・動物飼育や植物栽培、熊本市動植物園での体験学習等を通じて、かけがえのない命の尊さを認識し、真剣に生きていく市政を育みましょう。

・江津湖や立田山等自然フィールド（立田山野外保育センター・金峰山少年自然の家等）を活用した野外活動等を通じ、自然を愛する心や他人と協力する心など、豊かな感性を育みましょう。

（2）教職員や保育士に対する人権教育・啓発

教職員や保育士等は、子どもたちの成長に大きな影響力を持っています。

そこで、経営者や園長等は、人権に配慮した教育指導や施設運営に心がけ、教職員等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等に対する人権教育・啓発に努めましょう。

◆具体的取り組み

・教職員や保育士等の人権尊重の理念の理解と、意識の向上を図るための効果的な職員研修を行い、人材育成に取り組みましょう。

・人権を大切にする心を育てる教育・保育目標を掲げた年間教育カリキュラム等を作成と実践を行いましょう。

・保護者等に対して人権に関する情報を発信し啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等をとおした地域との連携による人権教育の推進を図りましょう。

5 学校（小・中・高等学校等）にできること

（1）児童生徒等に対する人権教育

学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが態度や行動に現れる子どもを育成するための人権教育に取り組んでいきます。そのために、児童生徒

の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の一層の充実を図っていきましょう。

そこで、学校や校長は、「熊本市人権教育の推進について」に基づく取り組みを大切にしながら、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕<※19>」を生かし、具体的実践による人権教育の充実に取り組みましょう。

◆具体的取り組み

・人権に関する知的理解だけでなく、人権感覚を育成することが大切です。そのために、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係を調整する力等を育んでいきましょう。（例えば、主体的・実践的に学ぶ参加体験型学習等の授業、福祉施設等における交流やボランティア活動等）

・教育活動全体を通じ、教職員や児童生徒が互いに尊重し合う人間関係づくり等をさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行っていきましょう。（例えば、あいさつや温かい声かけ、教育相談、生活ノート<※20>の活用等）

（2）教職員等に対する人権教育・啓発

学校における人権教育の成果は、児童生徒の教育にあたる教職員によるところが大きく、教職員がその職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を目指した効果的な研修の充実が必要です。

◆具体的取り組み

・校内研修をはじめ諸研修を通して人権尊重の理念について十分な認識と豊かな人権感覚を備えた教職員を育成しましょう。

・校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要として人権教育推進体制のなお一層の充実に取り組み、人権教育諸計画の実践・評価を通して、教職員の指導力の向上をめざしましょう。

用語解説

＜※19＞人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次～第三次とりまとめ〕
（文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）

〔第一次とりまとめ〕（H 16）人権教育とは何か、学校教育における指導の改善・充実に向けた基本的な視点を提示

〔第二次とりまとめ〕（H 18）人権教育をとおして育てたい資質・態度等について分析的に整理し、指導方法等の工夫・改善方策について理論を提示

〔第三次とりまとめ〕（H 20）第二次までに示した理論等の理解に資するため、具体的な取り組み事例等の資料を収集・掲載

＜※20＞生活ノート

児童生徒が一日を振り返り、教師に思いや考えを伝え、教師がそれに応えるノートのことです。

・保護者等への情報発信や授業参観・学級懇談会等における啓発を行い、家庭・地域等と連携して人権教育を推進しましょう。

6　職場にできること

企業等には、すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格などあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められています。また、高齢者や障がい者にとって利用しやすい建物・設備のバリアフリー化に努め、従業員がお客に対して人権に配慮した対応をすること、健康や環境にやさしい商品開発に心がけることなど、企業の社会的責任が求められています。

このため、企業や事業所では、社員の業務に係わるスキル向上の研修、教育とともに、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備の充実に努めましょう。

◆具体的取り組み

・事業所内で人権教育・啓発活動を積極的に展開し、人権を尊重する企業を目指しましょう。

・基本的人権を尊重し、公平な雇用に努めましょう。

・社員に対する計画的な人権研修等に努めましょう。

・社員を、市や人権関係団体が主催する人権研修会などへ積極的に参加させるよう努めましょう。

・社員のための人権相談窓口の設置に努めましょう。

・熊本市人権啓発協議会へ積極的に参画しましょう。

・企業等の社会的責任（ＣＳＲ）の基盤は人権であることを意識し、経営・業務にあたりましょう。

7　福祉施設や保健・医療施設にできること

福祉施設、保健・医療施設は、子ども、高齢者、障がい者や病気の人が養護、介護や治療を受けるために入所・入院していますが、そこではさまざまな個人情報が集められ、個人の生活や健康に関わる業務が日々行われています。

こうしたことから、福祉施設、保健・医療施設では、これらの業務に携わる職員や医師、看護師などに対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする実践に即した人権研修、学習の継続的な実施に努めましょう。

◆具体的取り組み

・入所者の個人情報機密保持に努めるとともに、入所者の尊厳を守るため相手の立場に立った対応

や接遇に努めましょう。

・職員等を行政が行う人権教育研修会に積極的に参加させるよう努めましょう。

・入所者の立場に立った施設の安全衛生管理に関する情報等の収集に努め、入所者の安全確保を図りましょう。

・施設や設備等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に積極的に取り組みましょう。

8　マスメディアにできること

情報社会の現在、私たちの生活は、マスメディアとの関わりが切り離せないものとなっております。マスメディアの及ぼす影響は、子どもから高齢者まで、いわゆる社会的弱者といわれる人々も含め、社会全体に対して大きな影響があります。

そこで、マスメディアは、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与します。また、常に人権に配慮した取材や報道を行うよう努めましょう。

◆具体的取り組み

・取材や放送倫理等に関する人権研修に努めましょう。

・市や人権関係団体等が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めましょう。

・人権に関する報道や番組作成等に積極的に努めましょう。

第5章　基本計画の推進

第２章「基本計画の基本的考え方」及び第４章「実施主体ごとの取り組み」で述べた人権教育･啓発の取り組みが実践されなければ､基本計画は「絵に描いた餅」になってしまいます。

そこで、この章では、この基本計画が市民の参画と協働により着実に推進されるための具体的方策を明らかにします。

１　熊本市人権啓発市民協議会（以下「人権協」という。）との協働による推進

人権協は､「熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として、昭和 62 年（1987 年）12 月に発足し､「新しい公共<※21 >」の担い手として市をはじめとする行政との協働で、人権教育・啓発に関する講演会、セミナー、訪問研修などのさまざまな活動に取組んでいます。

人権は「人」に深く関わるものであり、その教育・啓発においては、市民目線や対等な立場での取り組みが欠かせないことから、市は、人権協を人権教育・啓発施策を進める上での重要なパートナーと位置づけ、事業の連携や支援を推進していきます。

現在、地域団体、企業、大学、医療・福祉団体、NPO など、さまざまな分野から 140 余の組織が加入しており、それぞれの職場環境や組織特性に応じた人権教育・啓発活動に自主的に取り組むとともに、人権協が行うさまざまな啓発事業にも参画し、会員のみならず市民の人権意識の高揚や差別の解消に向けた活動に取り組んでいます。

（１）人権協の活性化

人権協の活動をさらに発展・拡充させるにあたっては、会員間の連携はもとより、未加入の企業や団体への呼びかけを積極的に行い、さまざまな会員の積極的な参画を図る必要があります。人権協がそうした新たな関係構築をとおして人権教育・啓発のすそ野を広げていくことを支援します。

◆具体的取り組み

・企業、団体等の人権研修責任者の養成を図り、啓発活動を積極的に展開します。

・新聞等の広報媒体や啓発活動を通して、人権協の活動及び参画へのＰＲに努めます。

用語解説

＜※21 ＞新しい公共

行政､市民､NPO､企業などが積極的に公共的な財･サービスの提供主体となり､身近な分野において､共助の精神で活動するという考え方です。

（２）啓発活動の強化

今後、市では、この人権協と一体となって人権啓発事業を推進するとともに、人権協の更なる拡大、活動の充実を図るには、迅速性、包括性、柔軟性といった民間企業や団体等のアイデアや啓発のノウハウ等を活用しながら、連携・協働による人権啓発の推進に努めます。

◆具体的取り組み

・市民との協働を基本に共感を得ながら、参画意識の高まる啓発事業を推進します。

・人権全般、各人権課題及び時事的な関心事に合わせた内容の人権講演会などを定期的に開催します。

・多くの人々が往来する街頭等における人権啓発（人権フェア）を地域に広げていきます。

・映画を通じて感動する心を育む人権啓発ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）を各区ごとに開催します。

・暮らしの中で人権を考える機会を作るため、人権啓発作品を募集し優秀作品を表彰します。

・各人権課題に的を絞り、正しい認識を深めるための人権啓発として人権講演会・研修会（人権セミナー）を実施します。

2 関係機関等との連携強化

（１）熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携

熊本県人権啓発活動地域ネットワーク協議会は、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県、熊本市で構成する団体で、人権教育・啓発に関する情報の交換や効率的な啓発事業展開を行っています。

そこで、人権週間に合わせて、連携した啓発活動の展開、啓発冊子等への情報等の相互掲載など、協働・連携の取り組みをさらに強化し、発展的な啓発活動を進めていきます。

◆具体例な取り組み

・人権啓発事業の情報交換や相互の啓発事業情報を共有化するなど効率的な事業展開を図ります。

（２）熊本人権擁護委員協議会との連携

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命」（同法第２条）としており、法務大臣が委嘱することとなっています。熊本人権擁護委員協議会とは、熊本地方法務局管内の人権擁護委員の組織です。なお、市には 41 名の人権擁護委員がいて、

地域住民の人権相談（各区役所等）を中心に地域と密着した人権啓発活動を行っており、現在、市と熊本人権擁護委員協議会は連携して、子どもたちが花の種を育て、その種に人権の思いをこめて大空へ飛ばす「人権の花運動」等の人権啓発活動を展開しています。

今後は、さらなる地域に根ざした人権意識の普及高揚を推進していくにあたり、情報の共有化、連携した事業の展開に取り組みます。

◆具体的取り組み

・人権週間等における啓発事業を充実します。

・次世代を担う子どもたちに対する啓発事業「人権の花運動」など効果的な啓発活動に努めます。

・地域に根ざした人権意識のさらなる高揚を推進していくにあたっては、当協議会と情報の共有を進めながら、連携・協力して事業に取り組みます。

（３）民間団体等その他の団体との連携

NPO・NGO、ボランティア団体等の民間団体においては、現在、いろいろな場面や機会で多くのボランティアの活動がなされています。

今後は、NPO・NGO、ボランティア団体等の活動の支援に努めるとともに、民間団体の活力やアイデア等を今後の人権啓発活動に活用するなど、連携を強化し啓発活動を推進します。

◆具体的な取り組み

・人権サポーター、ボランティア等の人材を育成します。

・さまざまな人権問題に取り組む民間団体との連携に努めます。

３　啓発手法等における創意工夫

人権教育・啓発にあたっては、幼児・子どもから高齢者まですべての人のそれぞれの段階に応じた取り組みが必要であり、さらなる参加と理解が得られるよう、その形態、手法などを創意工夫することが大切です。人権尊重意識を身近なものとして受け止められるような、親しみやすくわかりやすい啓発に努めていきます。

◆具体的取り組み

・親しみやすい啓発となるよう、内容や形態などを工夫します。

・人権問題に直接関わりのある当事者が出演するような、説得力のある啓発に努めます。

・人権に関する情報については、ホームページや市政だよりなどのさまざまな広報手段を活用し、広く市民及び事業所等に情報を提供します。

・人権教育・啓発が官民の協働による実効的なものとなるよう、市民視点による効果的な啓発に努めていきます。

4　実施状況の把握と結果の公表等

基本計画は、総合計画と整合性を持つものであることから、市の行政評価制度等とリンクさせて、毎年度その実施状況を把握するとともに、幅広い市民等の声を把握し、適切に反映させるなど、その着実な推進を図ります。加えて、評価結果を市のホームページ等で公表します。

さらに今後は、計画の見直し等の節目に際しては、市民意識調査の実施などにより計画の進捗状況を把握するとともに、市民の声として反映させます。

さまざまな人権問題に関する補足説明

1　女性に関する問題

【世界の情勢】

女性の地位向上に向けた取り組みは、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」を契機として世界的規模で積極的に推進されてきました。同年開催された「国際婦人年世界会議」では「世界行動計画」が採択され、以後 10 年間は「国連婦人の 10 年」とされ、昭和 54 年（1979 年）、性差別禁止の原則のもと、男女平等実現のために各国が取り組むべきことを具体的に盛り込んだ「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、女性の地位向上に向けて各国がとるべき政策の指針が示されました。

【国内の情勢】

このような世界の動きの中で国内でも昭和 50 年（1975 年）内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、女性行政の本格的な取り組みが始まりました。

昭和 52 年（1977 年）には「世界行動計画」に基づき、「国内行動計画」が策定され、その後、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定及び労働基準法の改正等、国内法制度の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には「女子差別撤廃条約」に批准しました。さらに、平成3年（1991 年）には「育児休業法」が成立しました。

また、第 4 回世界女性会議（北京）開催後の平成 8 年（1996 年）には、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。それに基づき、平成 12 年（2000 年）「男女共同参画基本計画」を策定し、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に図っていくこととなりました。つづいて、平成 12 年（2000 年）に「ストーカー規制法」、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」等も整備されました。

そして、平成 22 年（2010 年）には「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ、15 の重点分野を掲げた「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。

（作成：男女共生推進室）

2　子どもに関する問題

【世界の情勢】

大正 13 年（1924 年）国際連盟で、「人類は児童に対して生存と発達のための最善のものを与える義務を負う」とする「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が採択されました。

昭和 34 年(1959 年) には国際連合で「児童の権利宣言」が採択され、教育を受ける権利、栄養や医療が与えられる権利、差別されない権利などが具体的に規定されました。

その後、平成元年(1989 年) 国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択され、「児童の最善の利益を考慮する」として、子どもの権利保障の基準が明記されました。

【国内の情勢】

国内では、日本国憲法の精神を踏まえて、昭和22年(1947年)「児童福祉法」が制定され、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されました。児童の福祉に対する国民の啓発を図るために、昭和26年(1951年)「児童憲章」が定められ、「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と宣言されました。

その後、子どもの権利について法律に明記すべきという考えが強まり、平成6年(1994 年)に「児童の権利に関する条約<※22>」を批准した後、平成 11 年(1999 年)「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定し、初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。

また、平成 12 年(2000 年)「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待防止のために、国・地方公共団体の責務や関係機関の連携、早期発見、通告の義務などを定めました。さらに平成 15 年(2003 年)「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもの育成支援のために、国・地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしました。

平成 18 年 (2006 年) には「教育基本法」を改正し、新たに家庭教育や幼児期教育の理念が明記されました。

(子ども支援課)

3　高齢者に関する問題

【国内の情勢】

我が国では世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成19年(2007年)には高齢化率が初めて20%を超え、5人に1人が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。更に、平

用語解説

<※22>児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、平成元年(1989 年) 11 月 20 日に第 44 回国連総会において採択され、我が国は、平成 2 年(1990 年) 9 月 21 日にこの条約に署名し、平成 6 年(1994 年) 4 月 22 に批准を行いました。(我が国については、平成 6 年(1994 年) 5 月 22 日に効力が生じています。)

この条約は、世界の多くの児童(児童については 18 歳未満のすべての者と定義。)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育が行われることが求められています。

成27年（2015年）には、いわゆる団塊の世代が65歳に到達し、その10年後の平成37年（2025年）には、高齢者人口は約3,600万人を超え、3人に1人が高齢者という非常に大きな人口構造の変化が到来することが予想されることから、これまで高齢化の進展の「速さ」が問題とされてきましたが、今後は、高齢化率の「高さ」が大きな課題となってきます。

また、近年高齢者に対する「虐待」が深刻な問題となっており、高齢者の増加に伴い虐待も増えることが懸念されています。虐待されている高齢者の約4割は認知症の症状がみられるという調査結果もあり、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者が平成22年（2010年）の約280万人から、平成37年（2025年）には約470万人になると推計されていることを考えると、高齢者虐待対策は、高齢者の人権保護の観点から、今後の重要な課題の一つとなっています。

（高齢介護福祉課）

4　障がい者に関する問題

【世界の情勢】

国連では、障がい者の人権に関して、昭和50年（1975年）12月の「障害者の権利に関する宣言」で、障がい者が人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会参加等を確保されるべきである旨を宣言しています。さらに、平成18年（2006年）12月には、障がい者の権利を保障し社会参加を促すため、合理的配慮を義務付けた「障害者権利条約<※23>」を採択しました。

【国内の情勢】

日本では、平成16年（2004年）6月に障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない。」旨が明記されました。

また、前述の「障害者権利条約」については、平成19年（2007年）9月に署名し現在、批准に向けて国内法整備の準備がなされています。

（障がい保健福祉課）

5　同和問題

【国内の情勢】

同和問題の解決に向けた取り組みは、明治4年（1871年）、それまでの身分制度を廃止する

用語解説

<※23>障害者権利条約

平成18年（2006年）12月13日、第61回国連総会において採択された条約で、障害者の権利を保障し、社会参加を促進するための条文が謳われ、手話が言語として国際的に認知されました。

太政官布告（解放令）に始まります。これにより、法律・制度上では差別はなくなりましたが、部落差別をなくすための施策はとられなかったため、現実的には依然として厳しい差別が残り、真の意味での平等は実現までに至りませんでした。

その後、昭和21年（1946年）「日本国憲法」が公布されましたが、同様に部落差別をなくすための具体的施策は実施されませんでした。

昭和40年（1965年）8月、内閣総理大臣の諮問機関であった「同和対策審議会」が出した「同和対策審議会答申<※24>」の中で、「同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が基本的人権を侵害され、とくに、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」（要約）と述べ、その前文で「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と同和問題の解決に向けた取り組みを述べています。

この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）に「同和対策特別措置法」が制定され、最終的な特別措置法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の平成14年（2002年）3月末の失効までの33年間、生活環境の改善、産業の振興、就労の安定化、教育の充実等といった特別措置とともに、差別・偏見をなくしていくための同和教育・啓発の施策が国をはじめ、各地方公共団体によってなされてきました。

これらの特別措置法に基づく諸事業によって生活環境をはじめとするハード面は、大きく改善されましたが、差別意識や偏見といったソフト面においては完全に解消されたとは言えず、なお差別落書きや差別につながる出身地等に関する調査など人権侵害事象が発生している状況から、国は平成12年（2000年）12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、更なる人権教育及び人権啓発の重要性を唱えています。

（人権推進総室）

6　外国人に関する問題

【国内の情勢】

近年、外国人住民の増加に伴い、外国人住民に対する施策は重要な課題となりつつあります。

用語解説

<※24>同和対策審議会答申

昭和35年（1960年）に総理府に設置された同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について内閣総理大臣の諮問を受け、昭和40年（1965年）8月に出した答申のことです。この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、実施すべき具体的対策をまとめています。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを進めるため、総務省は平成18年（2006年）3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生施策の実施を推進しています。

（国際室）

7　エイズ患者やＨＩＶ（エイズウイルス）感染者に関する問題

【世界の情勢】

国際的な取り組みとしては、昭和63年（1988年）にWHO（世界保健機関）が、エイズの世界的な感染防止とHIV感染者、エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的として12月1日に「世界エイズデー」を提唱しました。エイズ対策の専門機関としてUNAIDS（国連エイズ共同計画）が、平成8年（1996年）に発足しています。

HIV感染症は、HIV（エイズウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行して身体の免疫力が低下し、カリニ肺炎などの特有な病気が引き起こされる状態です。エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な問題となっています。

【国内の情勢】

日本においても昭和60年（1985年）3月に最初の患者が報告されてからは身近な問題となっています。　エイズ患者やＨＩＶ感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、診療拒否や無断検診、就職拒否や入園拒否等、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

（感染症対策課）

8　ハンセン病元患者に関する問題

【国内の情勢】

平成13年（2001年）5月、ハンセン病の患者であった者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国は控訴せず判決は確定しました。これが契機となり、国によるハンセン病の患者であった者等に対する名誉回復、福祉増進などの措置が進められることとなりました。

平成20年（2008年）6月、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関するハンセン病問題の解決の促進について、基本理念と国及び地方公共団体の責務を明らかにした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。

（健康福祉政策課）

9　自死遺族に関する問題

【国内の情勢】

人の「命」は何ものにも代えがたく、自殺は、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。

わが国の自殺による死亡者数は、平成10年に急増して以降、14年間にわたり毎年3万人を超える水準で推移してきました。人口10万人当たりの自殺による死亡率も欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にあります。

このような状況から、「自殺対策基本法」の施行（平成18年10月）の後、自殺総合対策大綱が策定（平成19年6月）されました。平成24年8月からの新たな自殺総合対策大綱では、このような悲しみを積み重ねないように、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とされたところです。

（こころの健康センター）

10　水俣病に関する問題

【世界の情勢・国内の情勢】

国連環境計画（UNEP）は、平成13年（2001年）に地球規模の水銀汚染に係る活動を開始し、平成21年（2009年）2月には水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定し、政府間交渉委員会での交渉を経て、平成25年（2013年）までにとりまとめを目指すことを合意しました。

平成25年（2013年）10月9日から11日まで、水俣市及び熊本市で「水銀に関する水俣条約」の外交会議が開催され、約140か国・地域の政府関係者の他、国際機関、NGO等の出席のもと「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、EUを含む92カ国が条約への署名を行いました。

国においては、水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取り組みを一層支援していくこととしています。

（人権推進総室）

参考資料

世界人権宣言

1948年12月10日　第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条　すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条　①　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

②　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない

第３条　すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条　何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条　何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条　すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条　すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条　何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条　すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条　①　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
②　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条　何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条　①　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
②　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条　①　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
②　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条　①　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
②　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条　①　成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
②　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

③　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条　①　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
②　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条　すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条　すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条　①　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
②　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条　①　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
②　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
③　人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条　すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条　①　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
②　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
③　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
④　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条　すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第２５条　①　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

②　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第２６条　①　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

②　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

③　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第２７条　①　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

②　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第２８条　すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第２９条　①　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

②　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

③　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第３０条　この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章　国民の権利及び義務

第11条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下の平等、貴族の禁止、栄典】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
２　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
３　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
４　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第18条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由】信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
３　児童は、これを酷使してはならない。

第28条【労働者の団結権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権の保障】財産権は、これを侵してはならない。
２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条【住居の不可侵】何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

２　(略)

第10章　最高法規

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年12月6日）
（法律第147号）

（目的）
第1条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）
第2条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）
第3条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）
第4条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第5条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）
第6条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）
第7条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条　この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第５条の規定に基づき、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための熊本市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を目的に、熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）基本計画の内容等に関すること。

（２）その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる５人の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）人権擁護委員

（３）教育関係者

（４）熊本市人権啓発市民協議会関係者

（５）報道関係者

（任期）

第４条　委員の任期は、平成19年7月1日から基本計画策定日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選とする。

３　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　委員会は、公開とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員会は、公開することが適当でないと認めるときは、会議を非公開とすることができる。

３　会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）
第８条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
２　委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、熊本市人権推進総室において処理する。
（補則）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則
この要綱は、平成19年７月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成20年７月１日から施行する。

熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員名

役職名	氏名	所属等
委員長	吉田　道雄	熊本大学教育学部教授
委　員	高木　絹子	弁護士
委　員	平野　君代	熊本市立春竹小学校校長
委　員	松岡　繁光	熊本日日新聞社編集局次長
委　員	松本孝一郎	児童養護施設菊水学園園長

熊本市人権教育・啓発基本計画策定委員会の検討経過

平成18年11月～12月
　人権推進総室において他都市調査
平成19年2月
　人権教育・啓発基本計画策定のための「作業部会」（庁内の関係15課）を設置し、「基本計画策定の必要性」等に対する意識の共有化を図る。
平成19年7月
　第2回作業部会。「委員会設置」と「委員会への協力」について確認した。

平成19年8月6日　（第１回）委員会
- 委員へ委嘱状交付
- 事務局より「基本計画の必要性とこれまでの経緯」について説明
- 事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- 事務局に、基本計画策定のための検討資料作成を指示

平成19年10月
　第3回作業部会。「基本計画（事務局素案）」の検討

平成19年11月29日　（第2回）委員会
- 事務局より「基本計画（事務局素案）」について説明
- 事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- 委員会の論議を参考として、事務局に加筆や修正を指示

平成20年1月31日　（第3回）委員会
- 事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明
- 事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
- 委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

平成20年3月
　第４回作業部会。「基本計画（素案）」の検討
平成20年5月
　第5回作業部会。「基本計画（素案）」の検討

平成20年7月28日　（第4回）委員会

・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明
・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

平成20年9 月29日　（第5回）委員会

・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明
・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換
・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

熊本市人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会設置要綱

制定　平成２５年３月２９日熊本市長決裁

（設置）

第1条　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための熊本市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）の中間見直しを目的に、熊本市人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

(1)　基本計画の内容等に関すること。

(2)　その他基本計画の中間見直しに必要な事項に関すること。

（構成）

第3条　懇談会は、6人以内とし、人権に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。

（任期）

第4条　懇談会委員の任期は、委嘱日から平成26年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条　懇談会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選とする。

３　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　懇談会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

２　懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第7条　懇談会は、公開とする。

２　前項の規定にかかわらず、懇談会は、公開することが適当でないと認めるときは、会議を非公開とすることができる。

３　会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第8条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（庶務）

第9条　懇談会の庶務は、熊本市人権推進総室において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成25年　4月　1日から施行する。

熊本市人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会委員

氏名		備考
	植田　洋平　　うえだ　ようへい	特定非営利活動法人自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本　相談員
副委員長	川内　恵里　　かわうち　えり	特定社会保険労務士
	嶋村　聖子　　しまむら　せいこ	社会福祉法人　同胞友愛会 はばたきホーム　施設長
委員長	鈴木　桂樹　　すずき　けいじゅ	国立大学法人　熊本大学 法学部大学院担当教授（副学部長）
	本田　清悟　　ほんだ　せいご	熊本日日新聞社 編集局社会部次長
	森　　徳和　　もり　のりかず	弁護士

（敬称略　50 音順）

熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会運営要綱

制定　平成２５年１２月５日熊本市長決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市人権教育・啓発基本計画の中間見直しに必要な事項を協議するため、熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　基本計画の中間見直しに関すること。

(2)　その他基本計画の中間見直しに必要な事項に関すること。

（構成）

第3条　委員会は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

（任期）

第4条　委員会の委員の任期は、委嘱日から1年以内とする。

２　前項の委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選とする。

３　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第7条　委員会は、公開とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員会は、公開することが適当でないと認めるときは、会議を非公開とすることができる。

３　会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第8条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、熊本市人権推進総室において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会委員

氏名		備考
	植田　洋平　　うえだ　ようへい	特定非営利活動法人自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本　相談員
副委員長	川内　恵里　　かわうち　えり	特定社会保険労務士
	澤　　克彦　　さわ　かつひこ	熊本市人権啓発市民協議会 企画運営委員会　代表
	嶋村　聖子　　しまむら　せいこ	社会福祉法人　同胞友愛会 はばたきホーム　施設長
委員長	鈴木　桂樹　　すずき　けいじゅ	国立大学法人　熊本大学 法学部大学院担当教授（副学部長）
	本田　清悟　　ほんだ　せいご	熊本日日新聞社 編集局社会部次長
	森　　徳和　　もり　のりかず	弁護士

（敬称略　50 音順）

熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し経過

平成25年4月30日　見直しに関する懇談会＜第１回＞

・委員へ委嘱状

・事務局から中間見直しについて説明

基本計画について

計画見直しについて

懇談会の役割について

会議の進め方について

平成25年5月22日　推進部会（第１回）

・懇談会設置の報告

・事務局から中間見直しについて説明

基本計画について

計画見直しについて

役割分担について

見直しのスケジュールについて

平成25年6月18日　推進部会（第2回）

・人権教育・啓発に関する実施施策の効果と課題の検証について

対象事業について

作業の進め方について

・人権に関わる市民意識調査項目について

作業の進め方について

平成25年8月7日　見直しに関する懇談会＜第2回＞

・見直しの要点及びスケジュールについて説明

・平成21年度～24年度の施策の実施内容と効果についての協議

・人権に関する市民意識調査（案）の検討

平成25年9月9日　担当者説明会

・見直し素案作成手順について詳細説明

（懇談会の意見や要請を直接担当者に詳細に説明）

平成25年11月21日　推進部会（第3回）

・改訂素案についての確認

・人権に関わる市民意識調査結果（単純集計）について説明

・今後の作業について

平成26年1月7日　中間見直し委員会≪第１回≫

・事務局より「基本計画（素案）」の修正案について説明

・事務局説明に対する質疑、委員による意見交換

・委員会の論議を参考として、事務局に更なる加筆や修正を指示

平成26年1月27日　推進部会（第4回）

・中間見直し委員会から要望・提案のあった事項について協議

・改訂素案（完成版）の確認

平成26年2月6日　中間見直し委員会≪第2回≫

・改訂素案（完成版）をもとに協議及び承認

熊本市人権に関する市民意識調査

≪平成 25 年度≫

調査概要

１．調査の目的

本調査は、地域及び年代等による特性や市民意識の成熟度を把握し、人権教育・啓発における課題を明らかにするとともに、今後の教育・啓発事業推進のための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

２．調査の内容

（１）対象者

熊本市在住の満20歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

（２）実施期間

平成25年9月20日から平成25年10月8日までの19日間

（３）実施方法

郵送による配布・回収（ハガキによる礼状兼督促状を1回送付）

（４）回収状況

・発送数　2,000
・未配達数（宛所不明等による返送数）　21
・有効発送数　1,979
・回収数　1,015
・有効回収数　1,010
・有効回収率　51.0%

■留意点
※集計表は小数点第2位を四捨五入しているため、回答割合の合計が100%にならない場合もあります。
※複数回答の回答割合の総和は100%を超えます。
※図表中に「無回答」とあるのは、回答が示されていないものを指します。
※図表または文中に示す選択肢などの文章は適宜省略している場合があるため、調査票を参照してください。

Ｆ１　あなたの性別は。【あてはまるもの１つに〇】

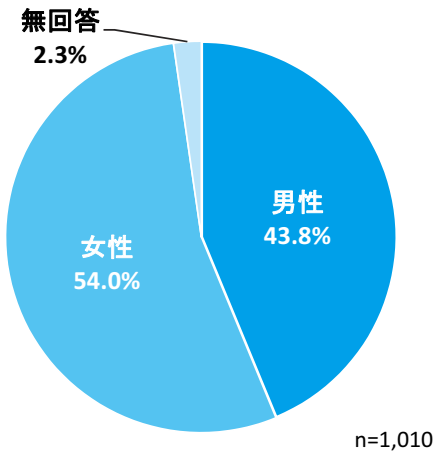

Ｆ２　あなたの年齢は。（平成２５年８月１日現在の満年齢）
【あてはまるもの１つに〇】

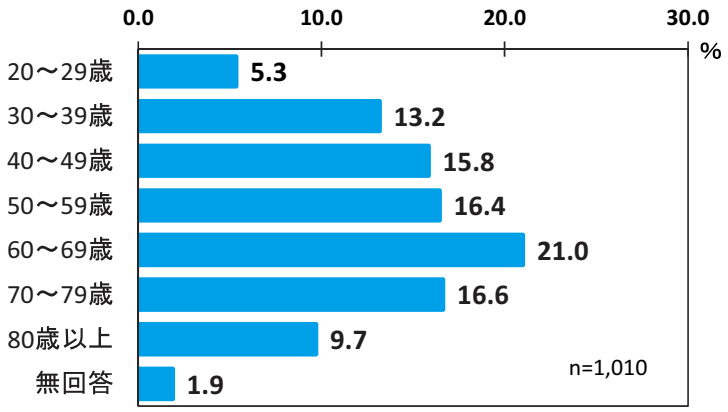

Ｆ３　. あなたの現在の職業は。【主なもの１つに〇】

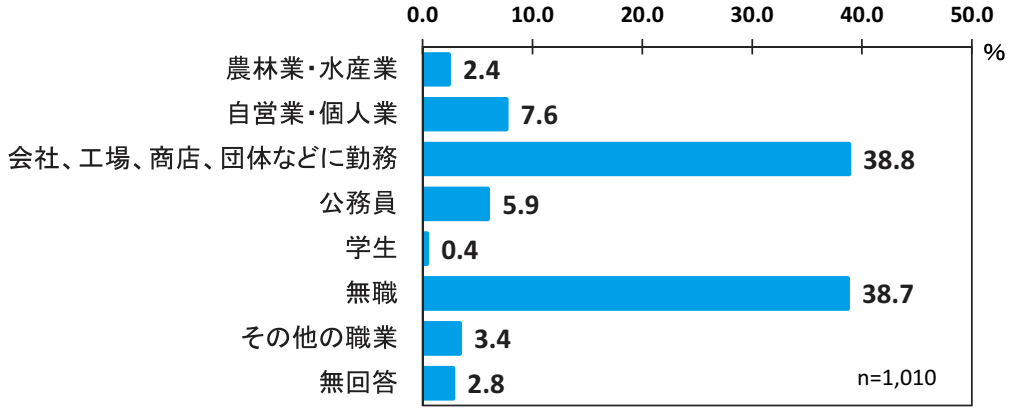

Ｆ４　あなたのお住まいはどちらですか。【あてはまるもの１つに〇】

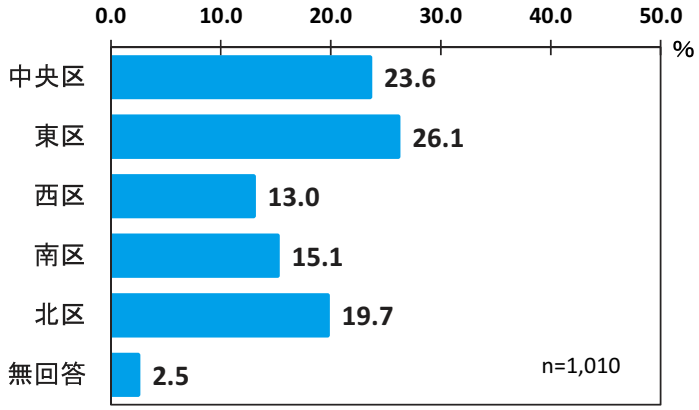

Ｆ５　あなたの国籍は。【あてはまるもの１つに〇】

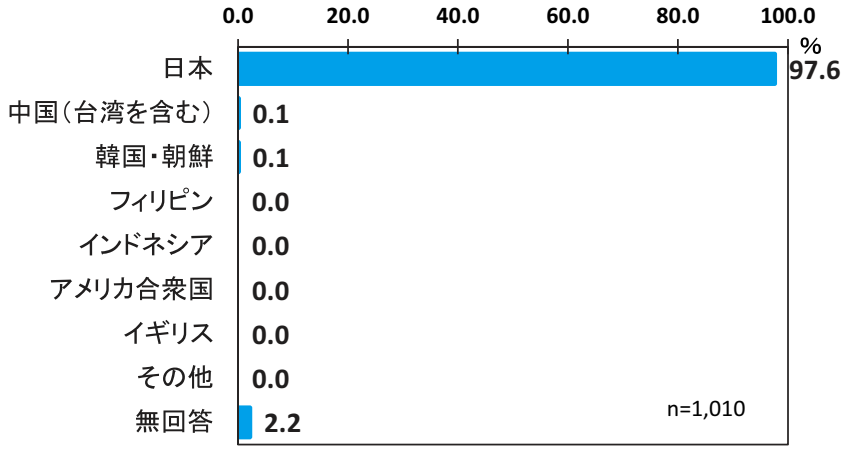

１．人権に対する関心について

問１　あなたは、さまざまな人権問題について関心がありますか。

【あてはまるもの１つに〇】

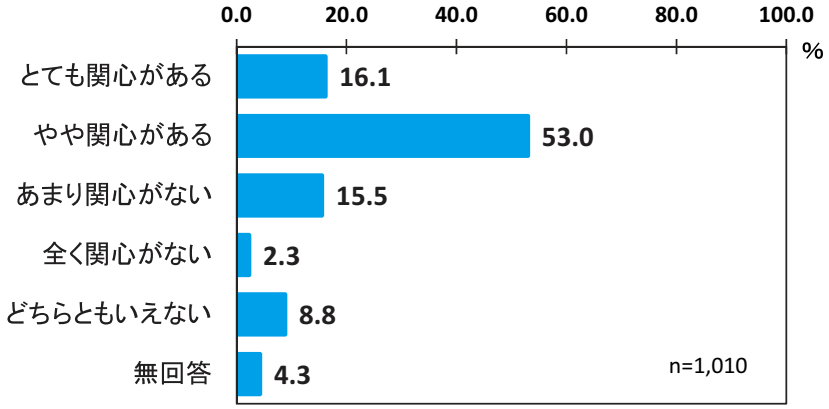

問２　あなたは、次のうちどの人権問題に関心がありますか。

【あてはまるものすべてに〇】

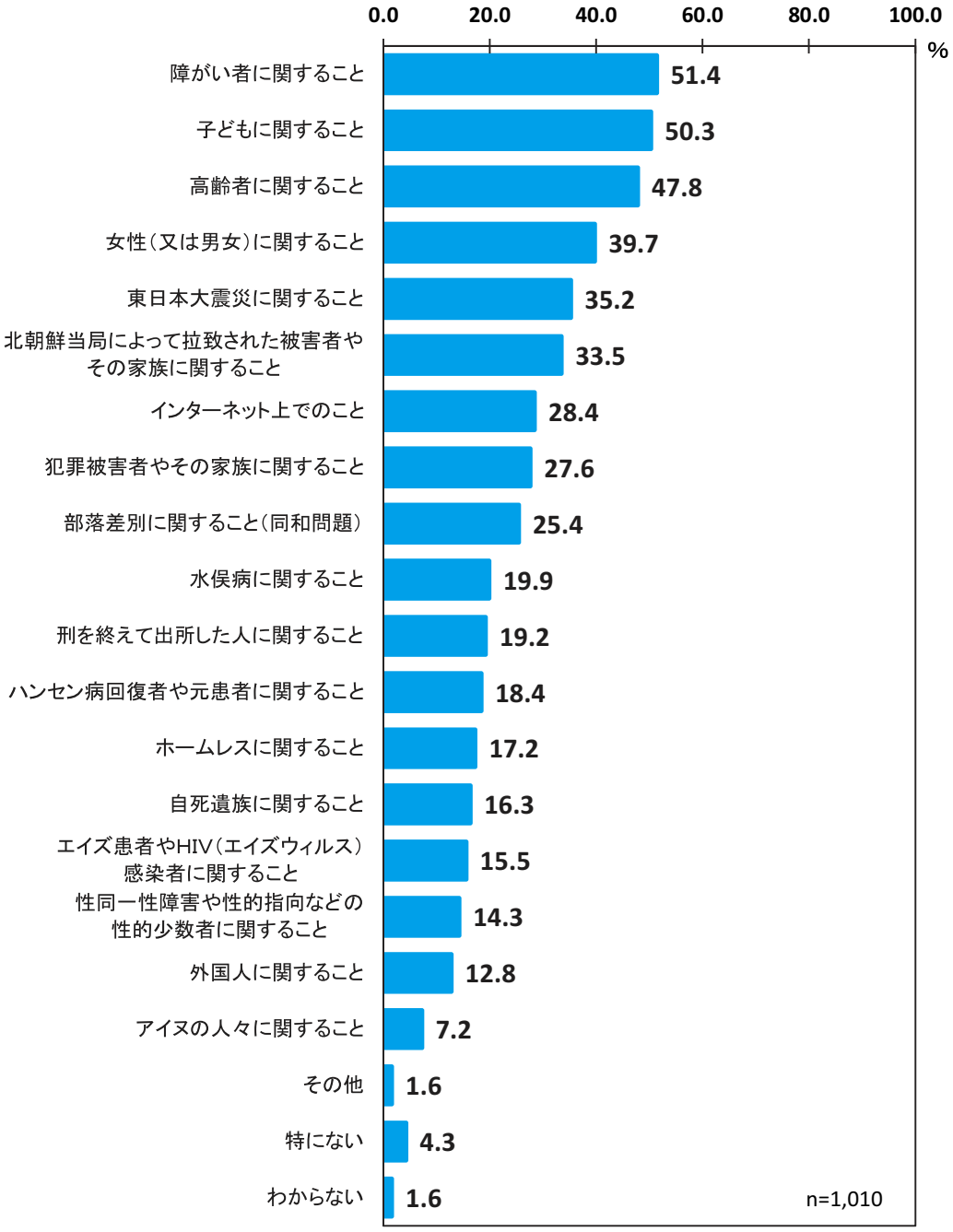

※複数回答

２．人権侵害について

問３　あなたは、自分の人権が守られていると感じますか。

【あてはまるもの１つに〇】

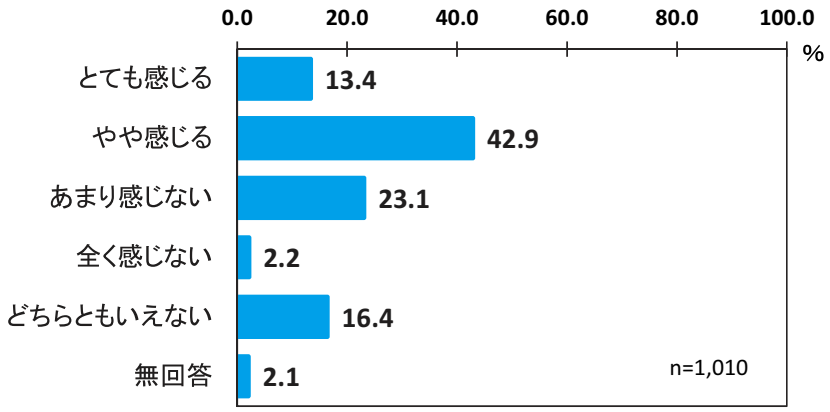

問４　あなたは、この数年（概ね３～４年）の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。【あてはまるもの１つに〇】

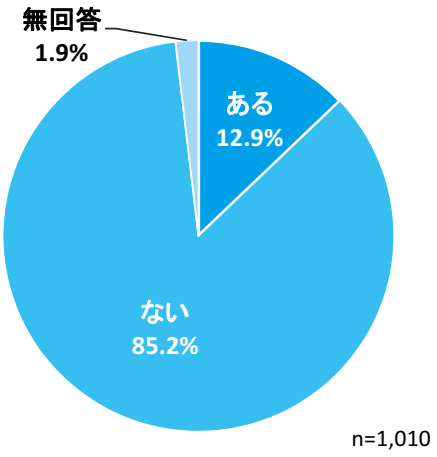

問５　問４で「１．ある」と回答された方はどのような人権侵害を受けましたか。
【あてはまるものすべてに〇】

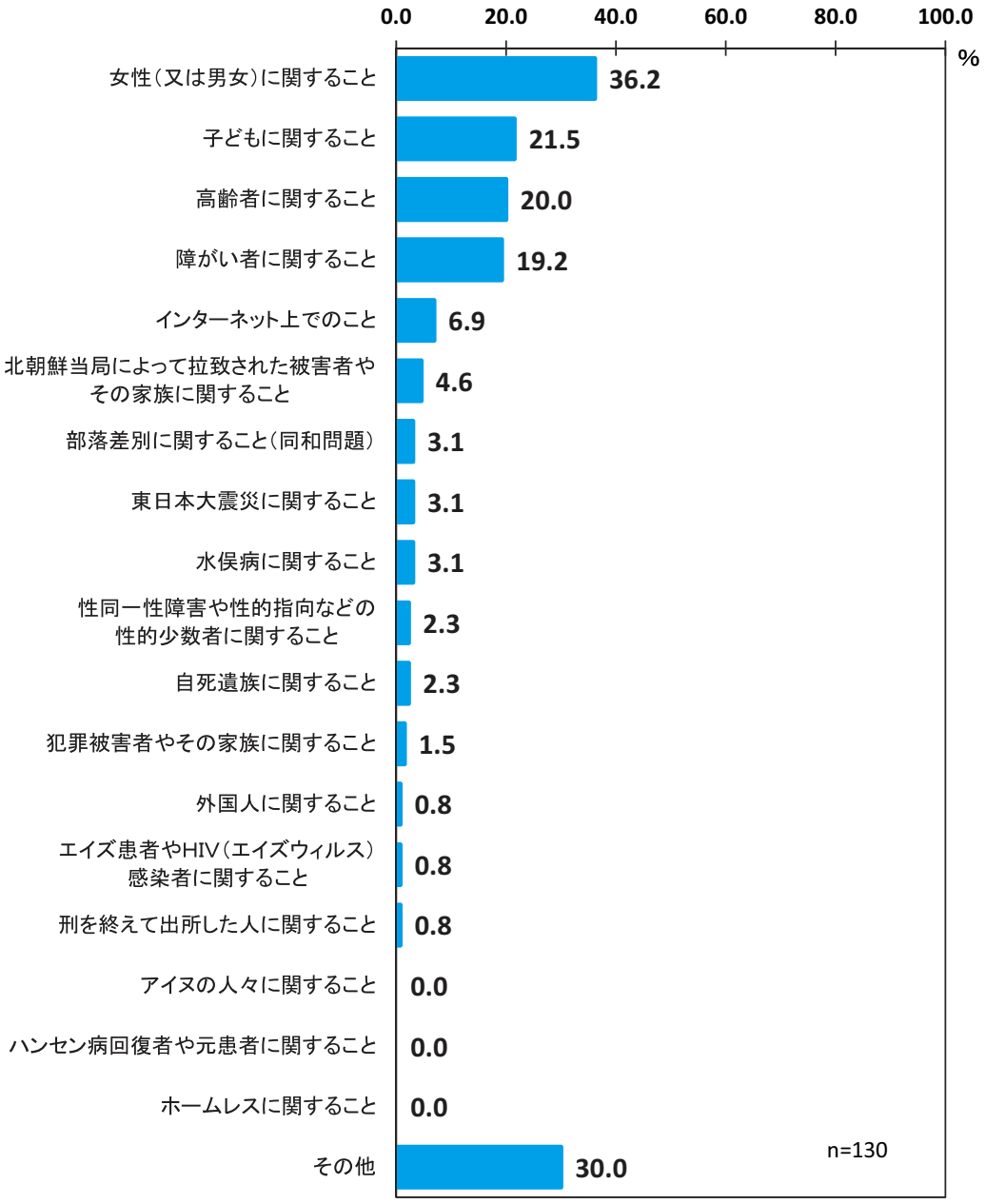

※複数回答

問６　あなたは、この数年（概ね３～４年）の間に、他人の人権を侵害したと思ったことがありますか。【あてはまるもの１つに〇】

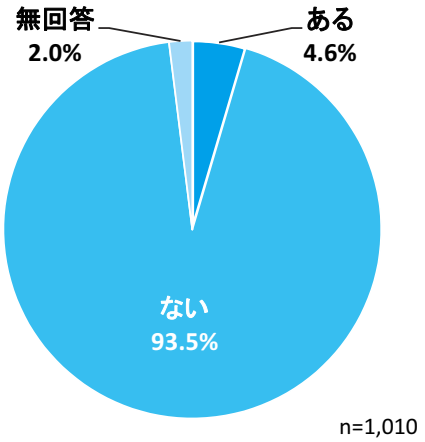

問７　問６で「１．ある」と回答された方はどのような人権侵害をしましたか。
【あてはまるものすべてに〇】

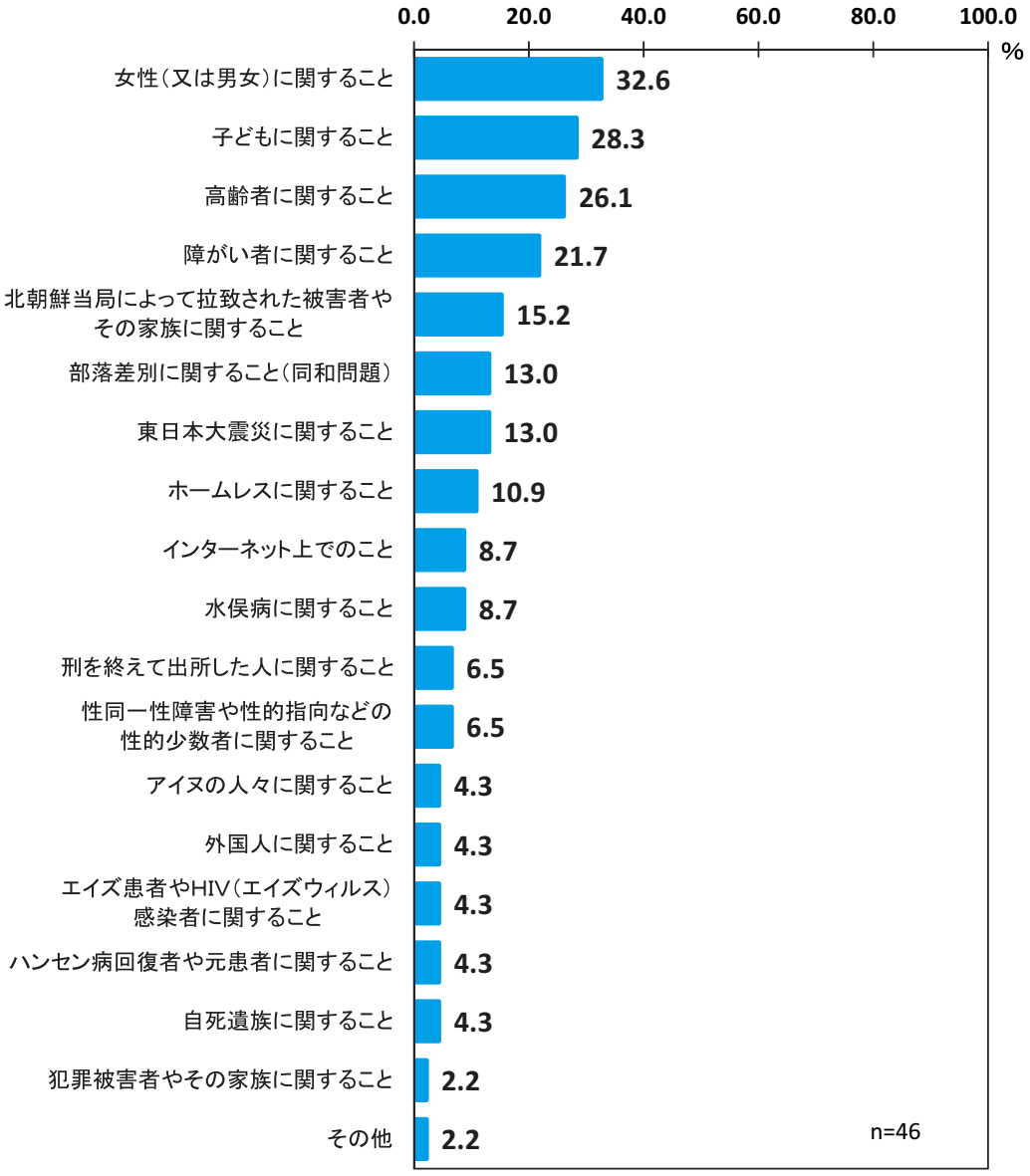

※複数回答

３．女性に関する問題について

問８　女性（又は男女）に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

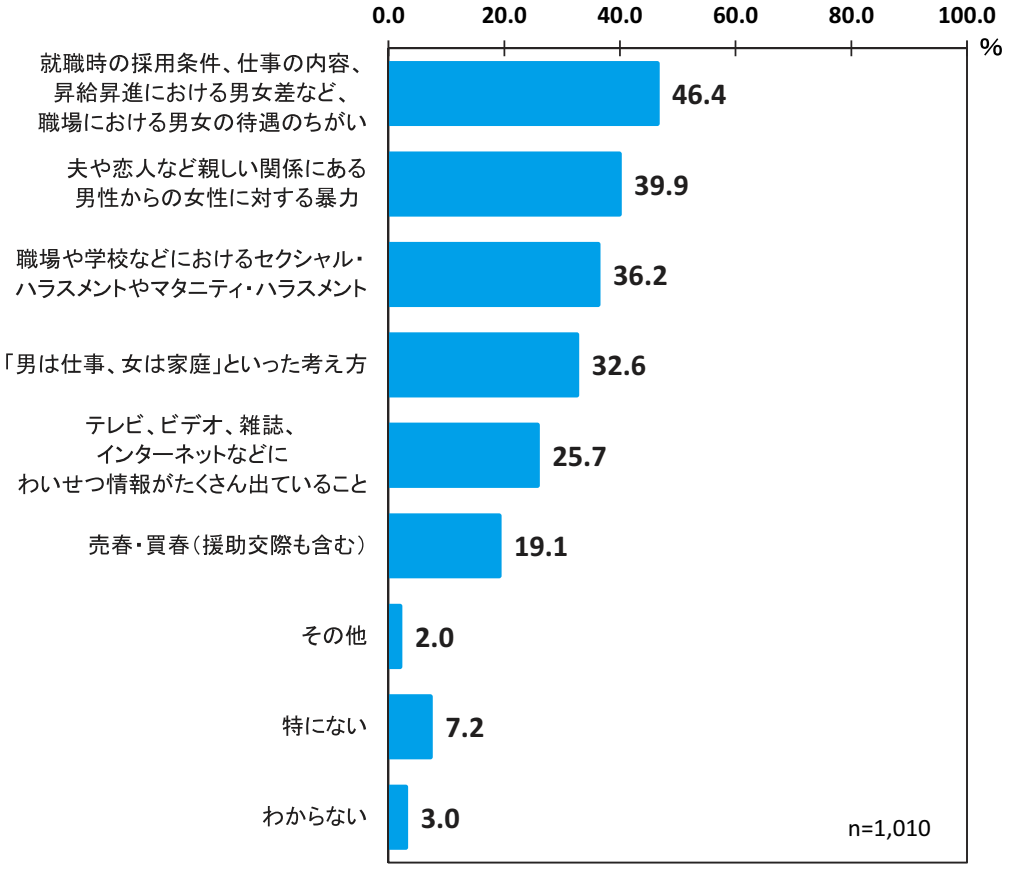

※複数回答

問９　女性（又は男女）の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

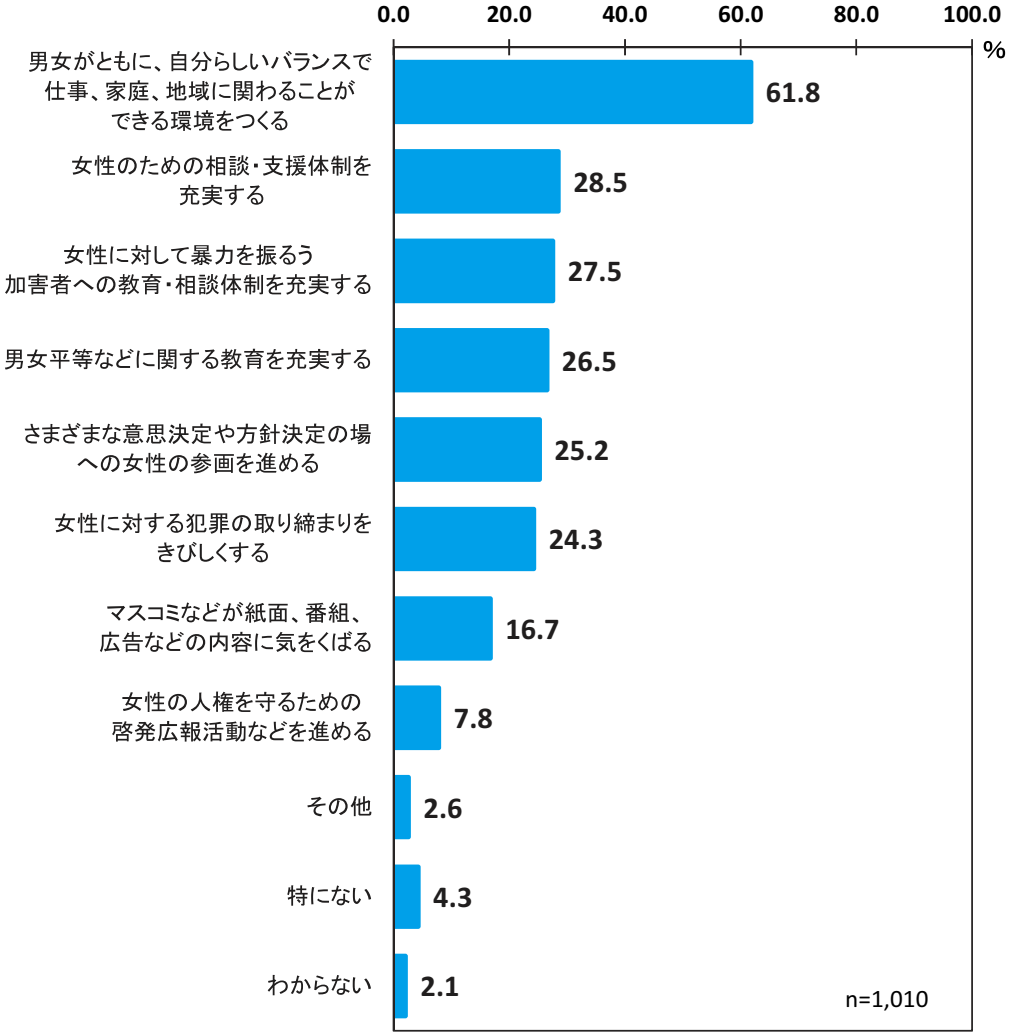

※複数回答

４．子どもに関する問題について

問 10　子どもに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

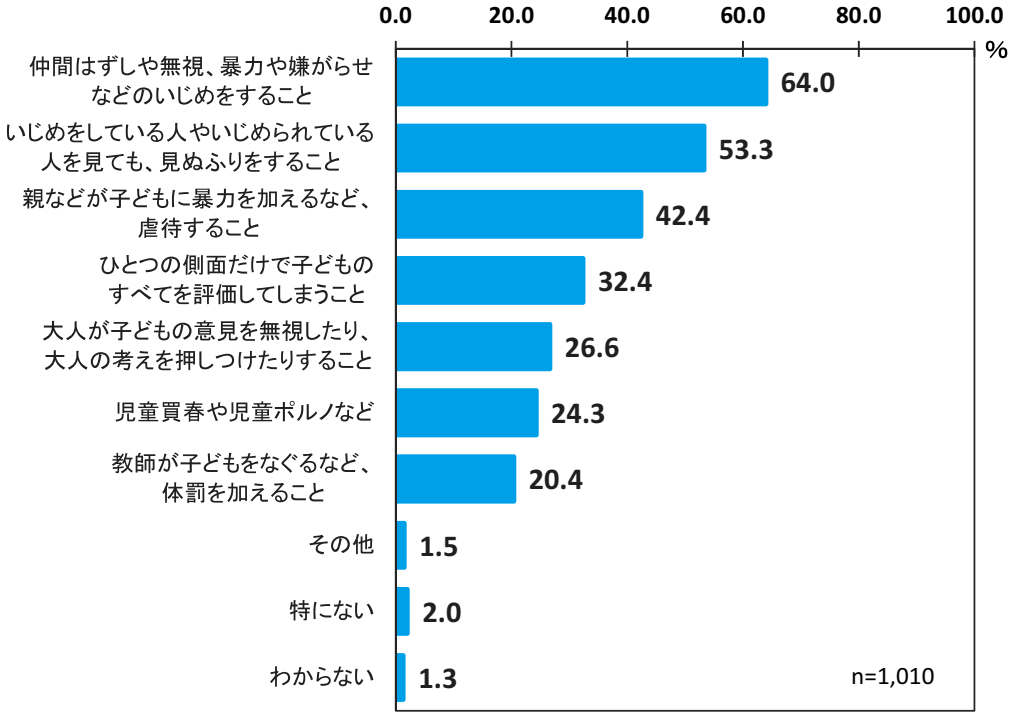

※複数回答

問 11　子どもの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

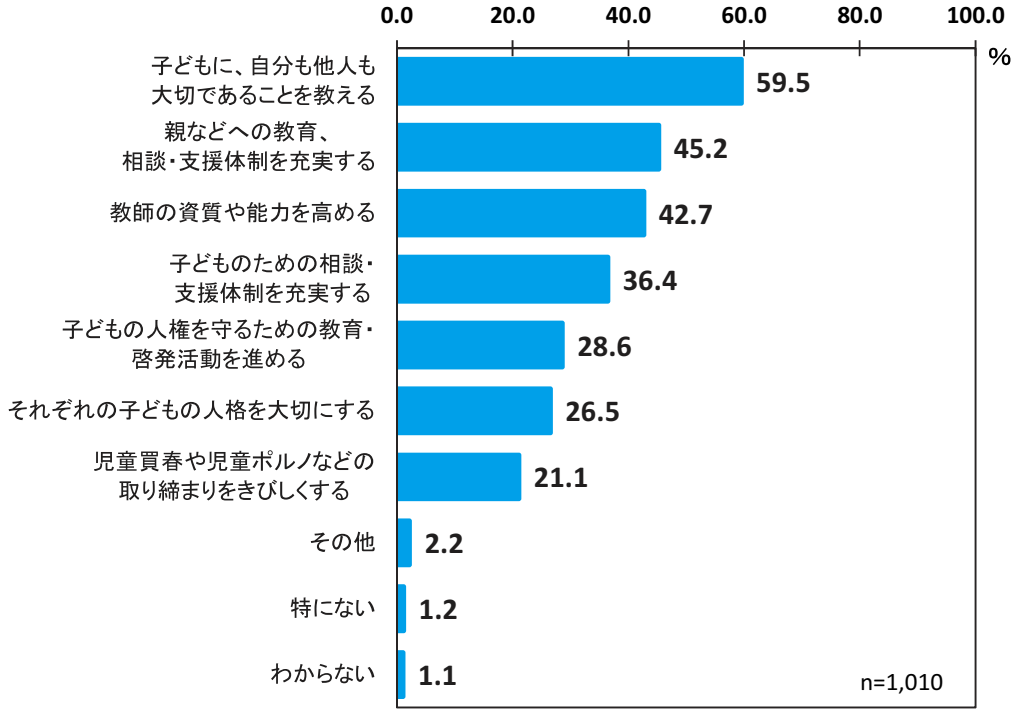

※複数回答

５．高齢者に関する問題について

問 12　高齢者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

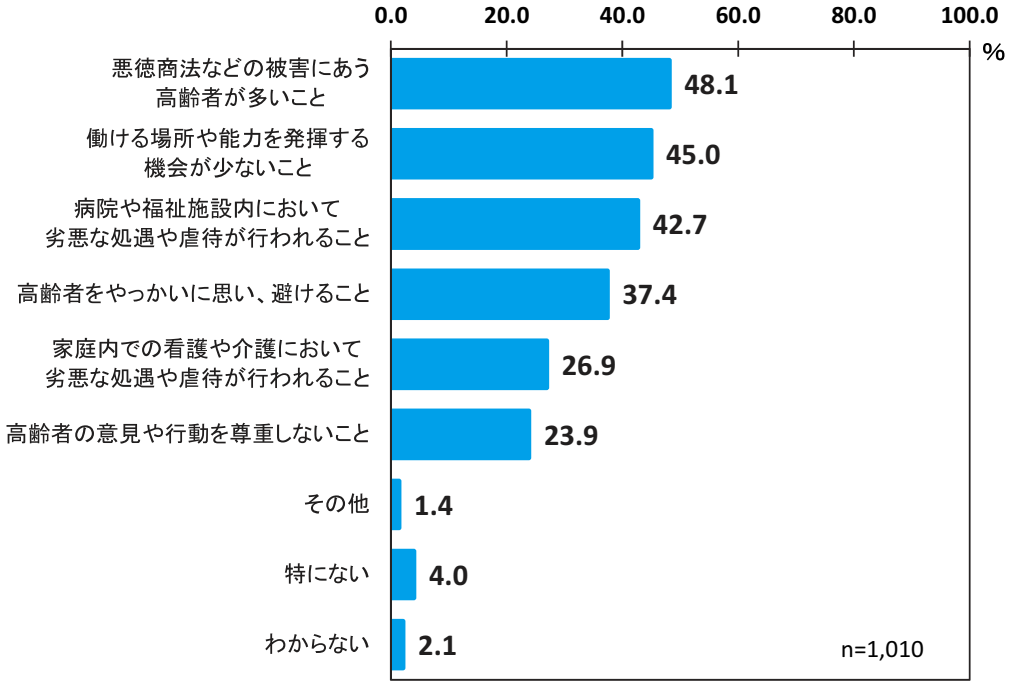

※複数回答

問 13　高齢者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

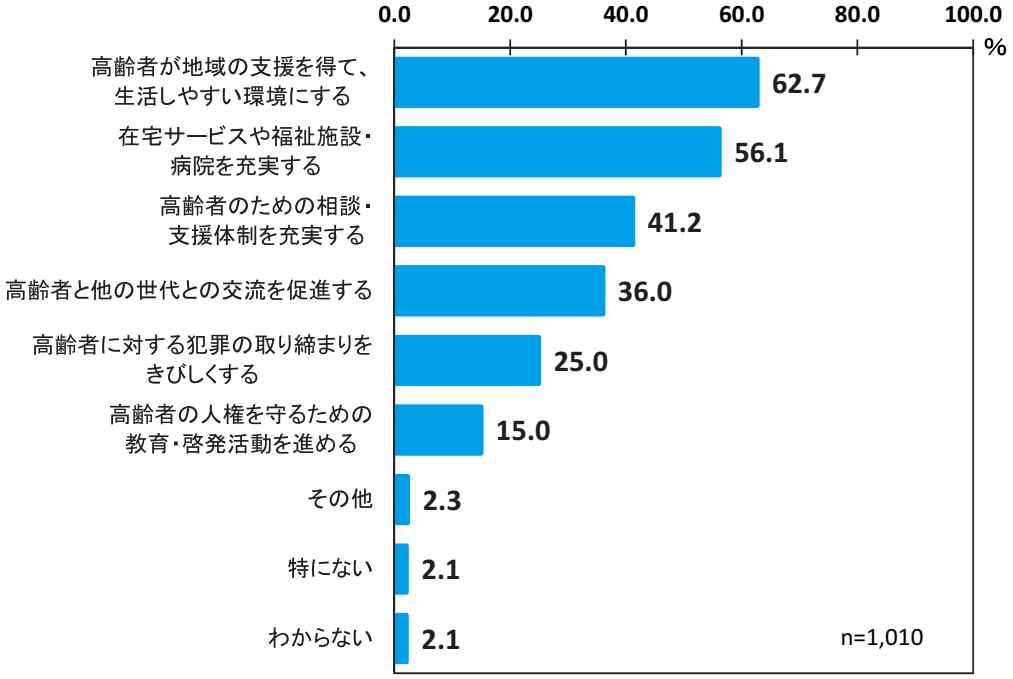

※複数回答

６．障がい者に関する問題について

問 14　障がいのある人に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

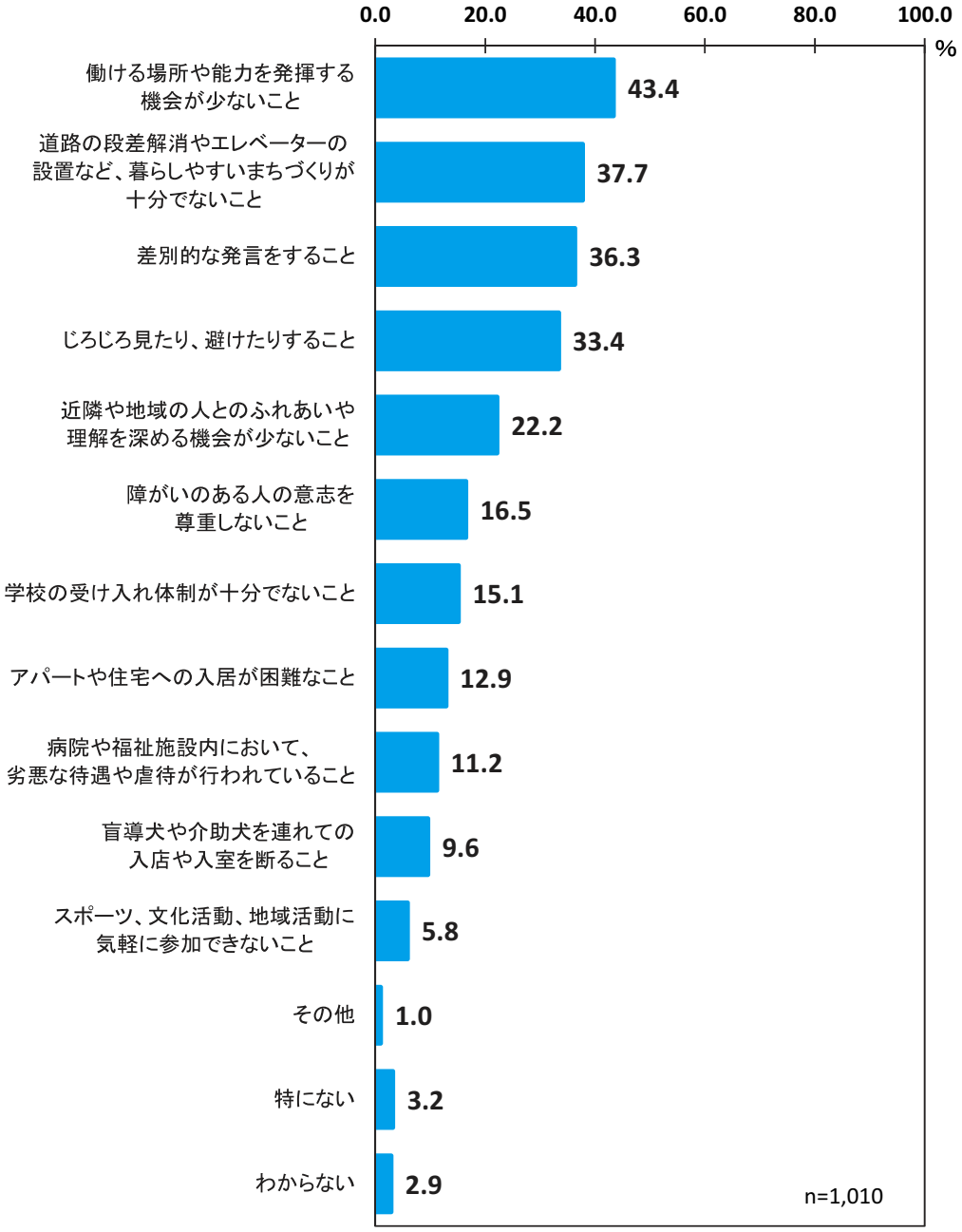

※複数回答

問 15　障がいのある人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

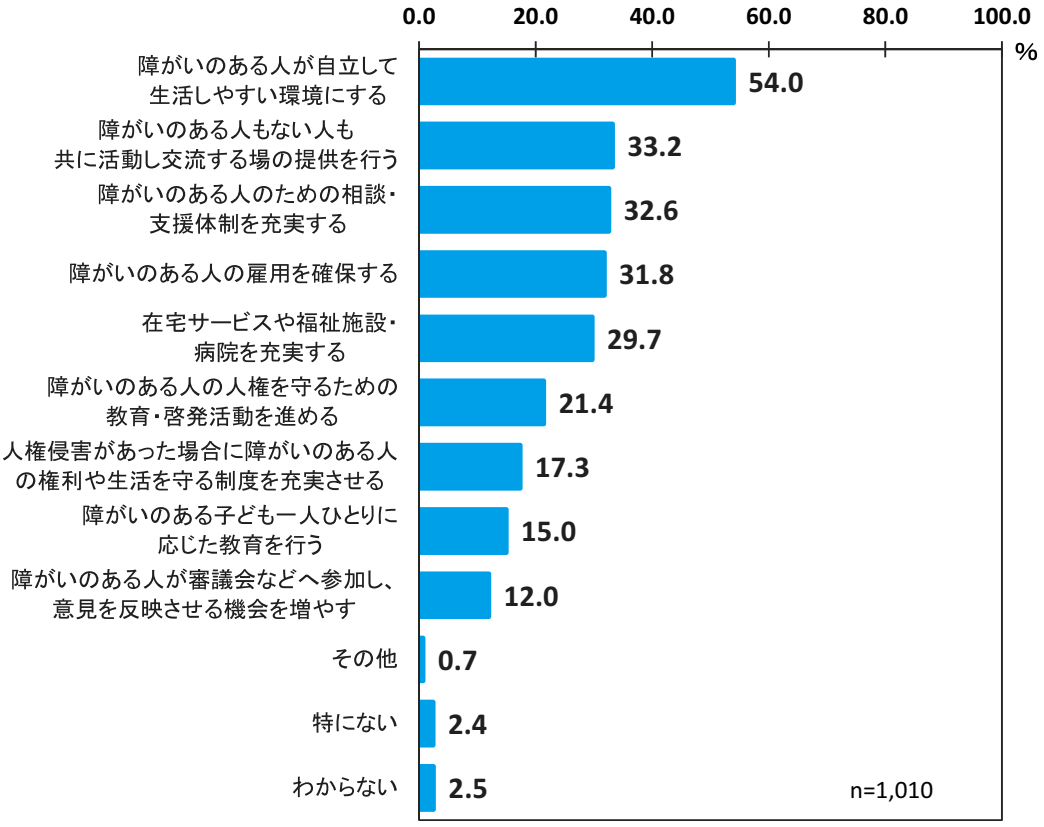

※複数回答

７．同和問題について

問 16　同和問題で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

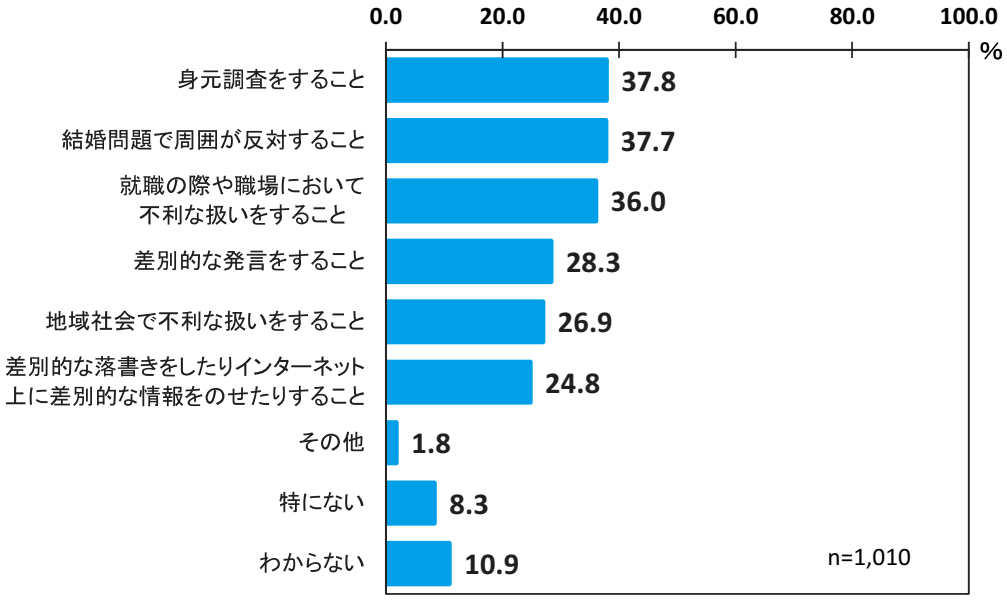

※複数回答

問 17　同和問題を解決するために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

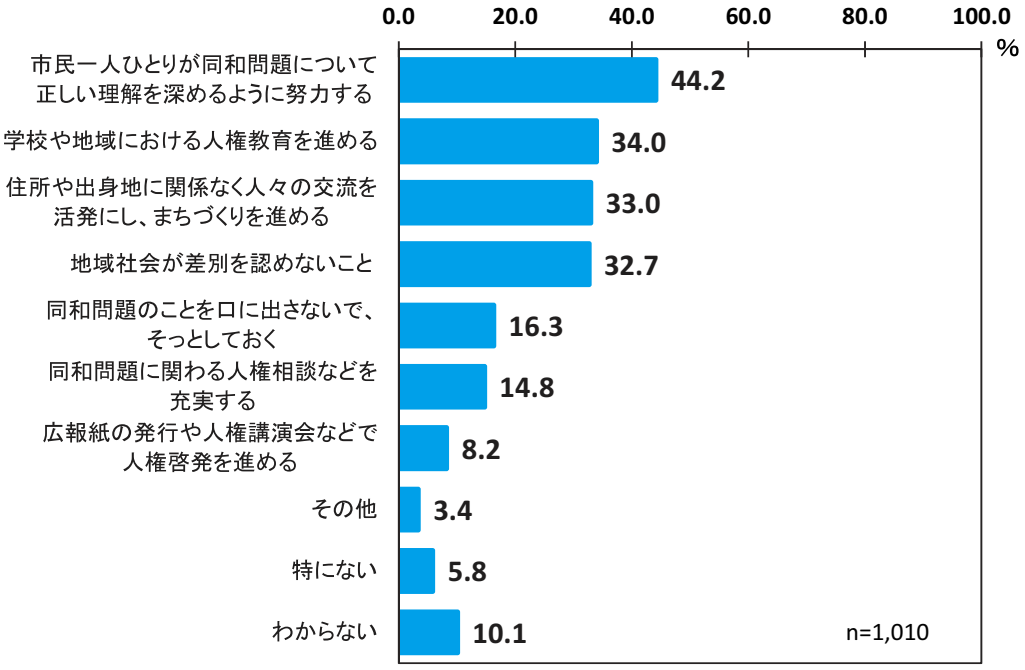

※複数回答

８．外国人に関する問題について

問 18　外国人が地域で生活するとき、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

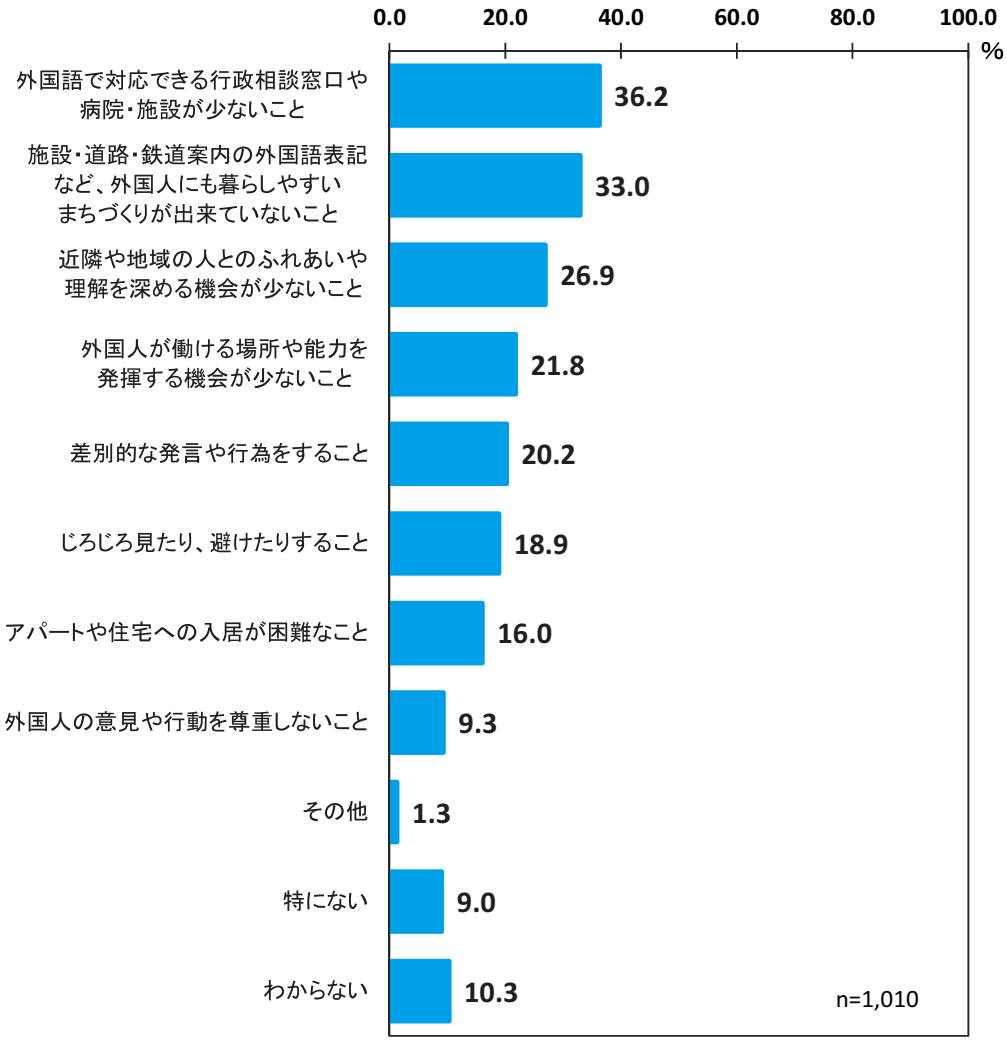

※複数回答

問 19　外国人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
【あてはまるもの３つ以内に〇】

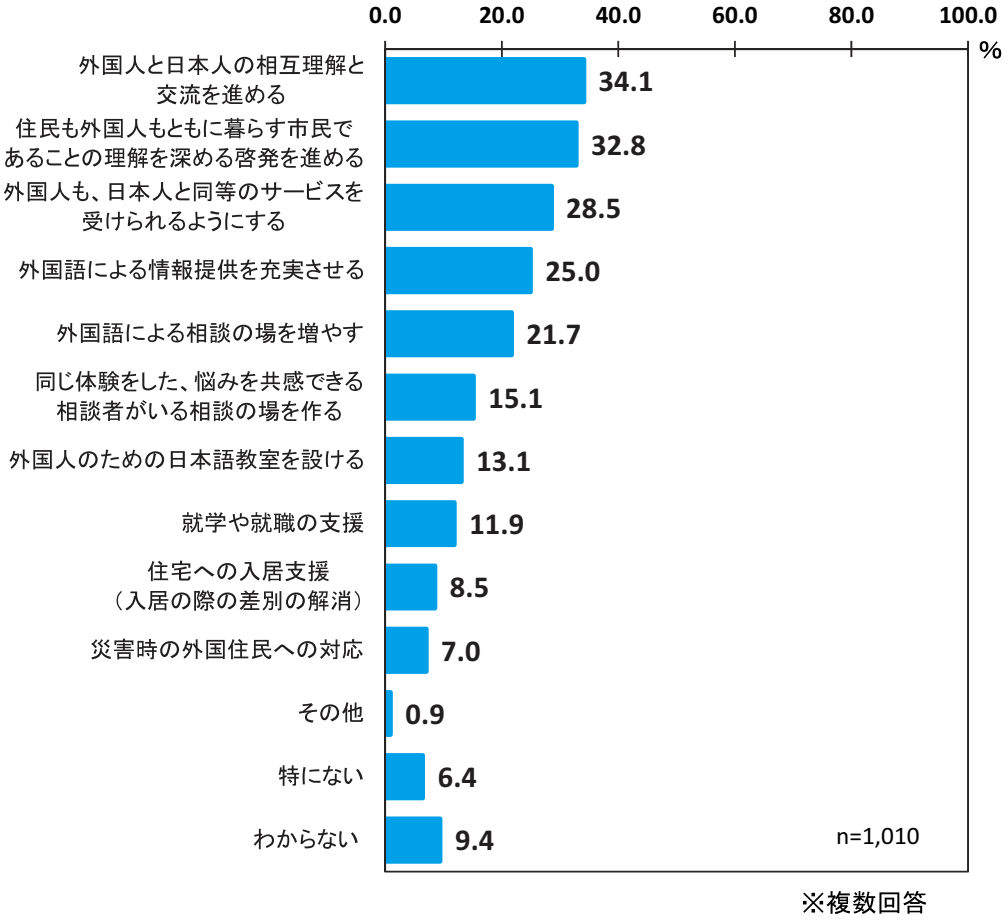

※複数回答

９．エイズ患者やＨＩＶ感染者に関する問題について

問 20　エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。

【あてはまるもの３つ以内に〇】

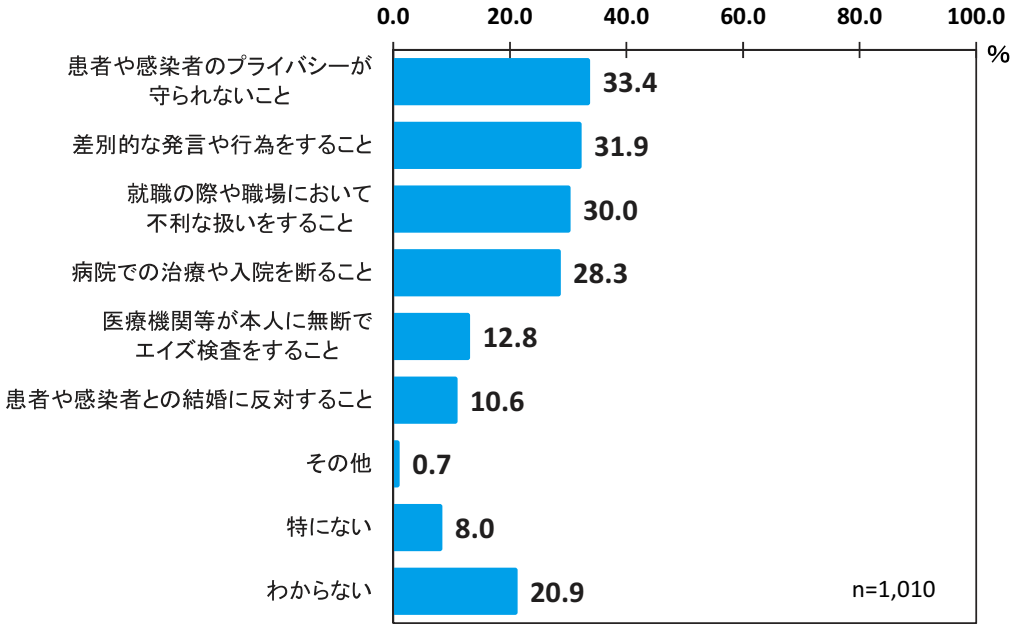

※複数回答

問 21　エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

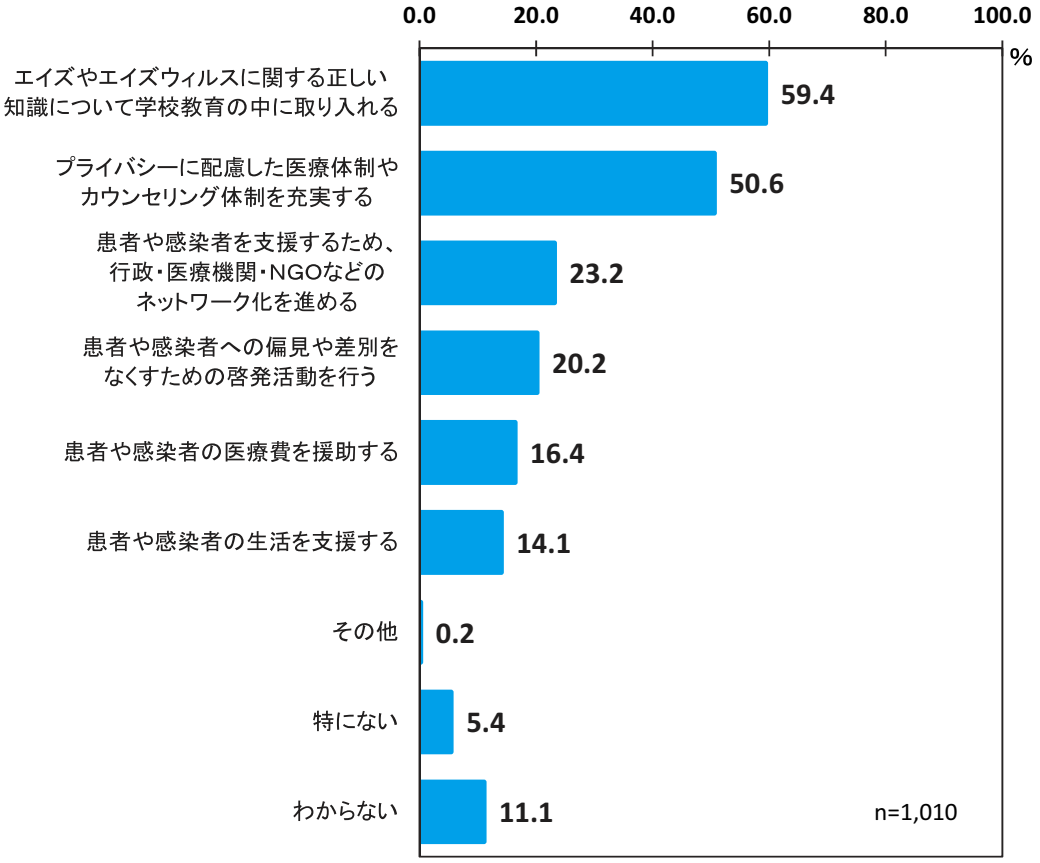

※複数回答

10. ハンセン病回復者や元患者に関する問題について

問 22　ハンセン病回復者や元患者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

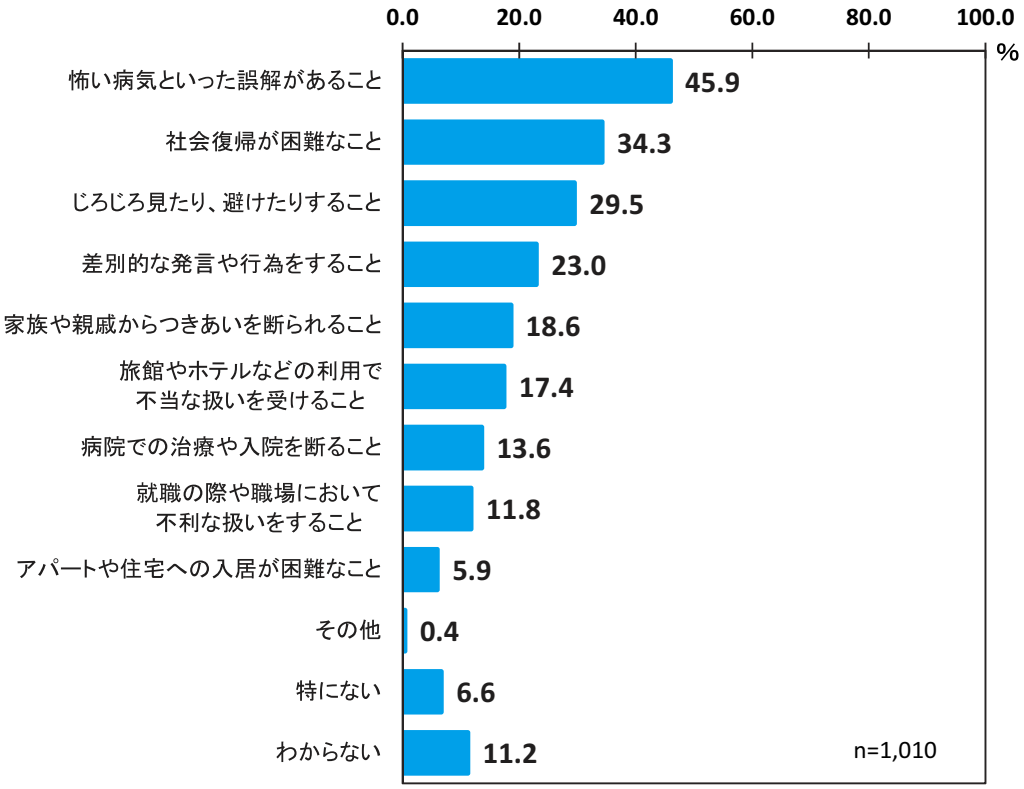

※複数回答

問 23　ハンセン病回復者や元患者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

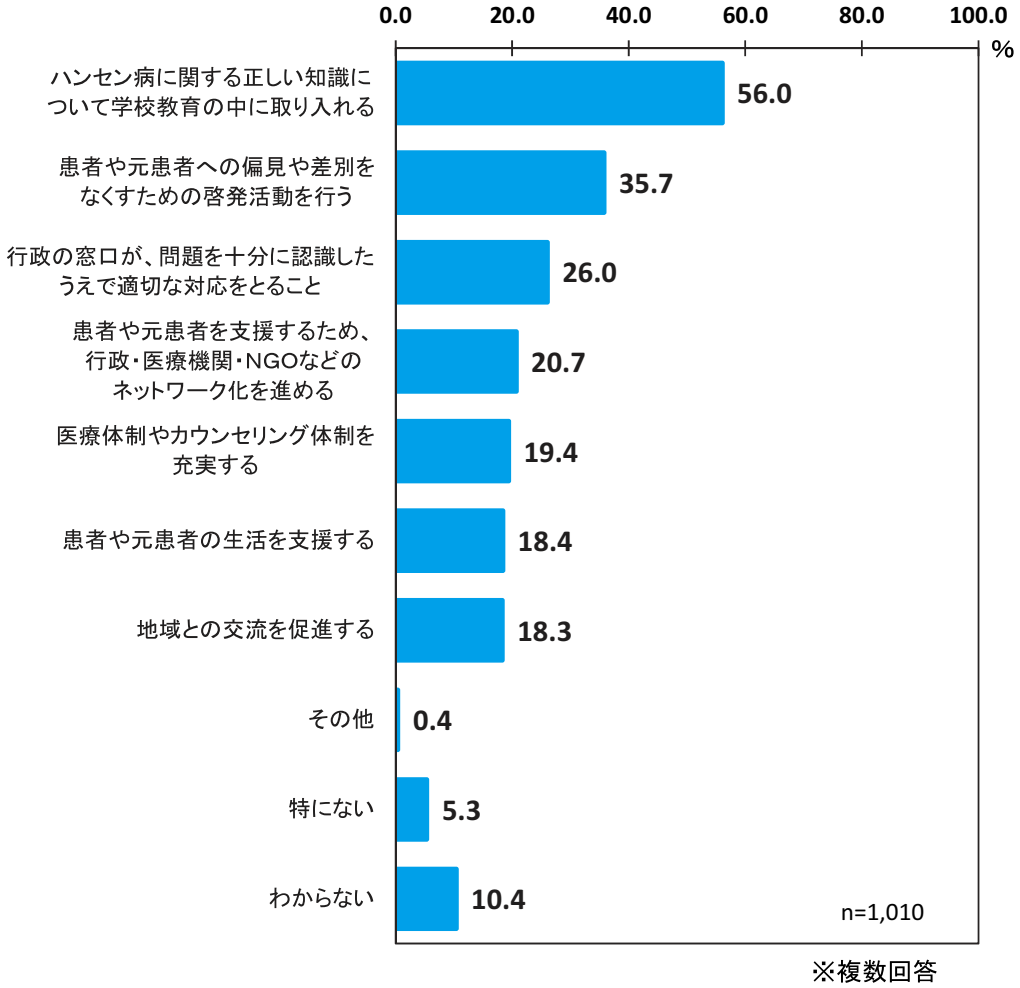

※複数回答

11. 犯罪被害者やその家族に関する問題について

問 24　犯罪被害者やその家族に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

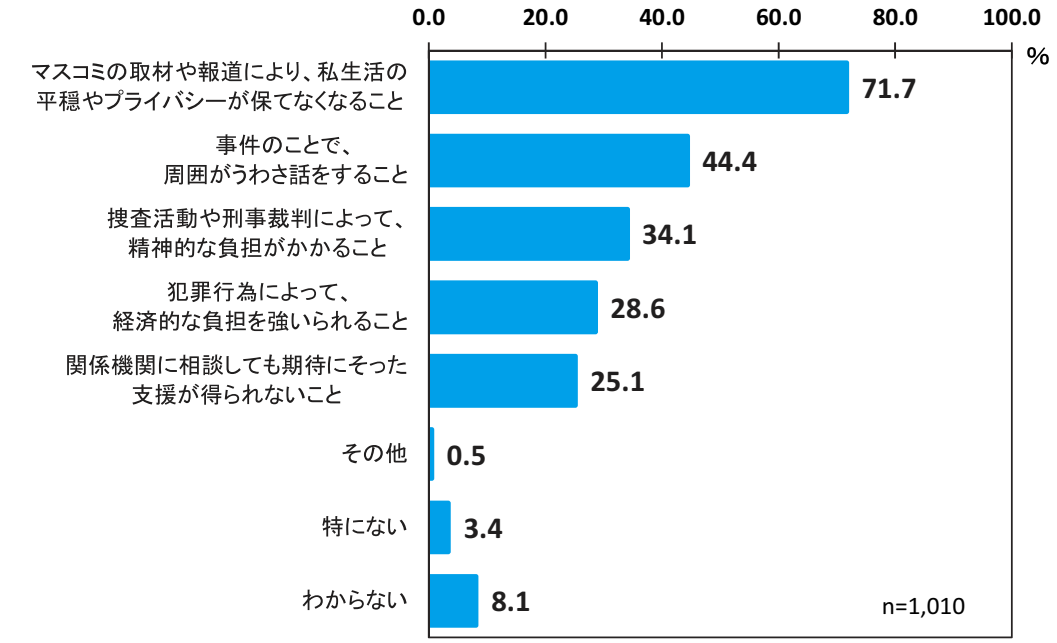

※複数回答

問 25　犯罪被害者やその家族の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

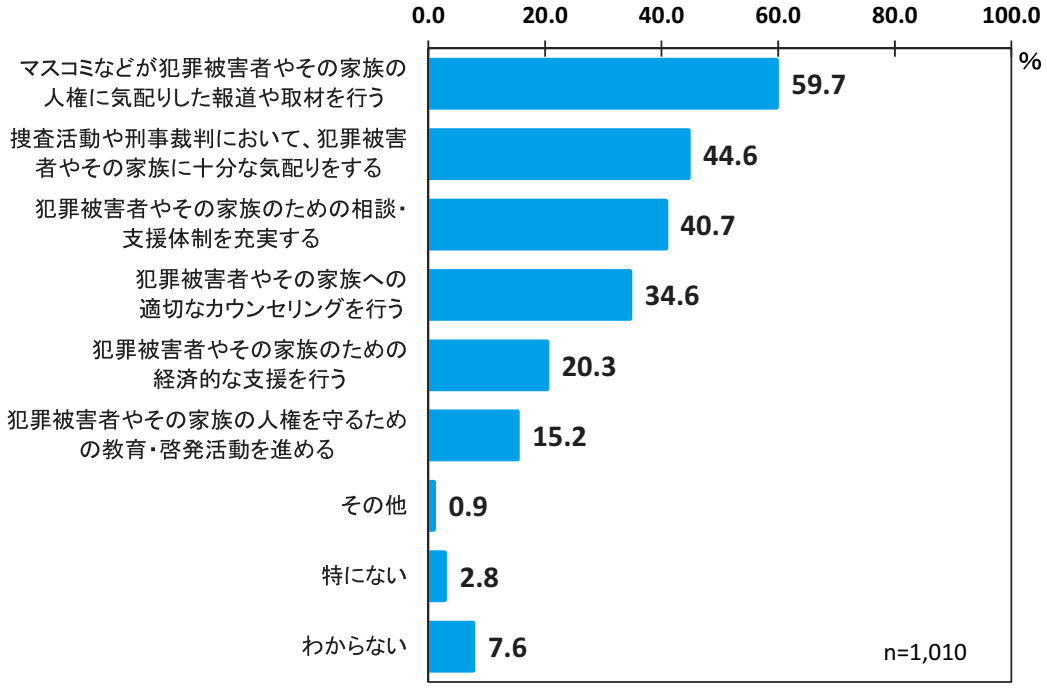

※複数回答

12. インターネット上での問題について

問 26　インターネット上で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

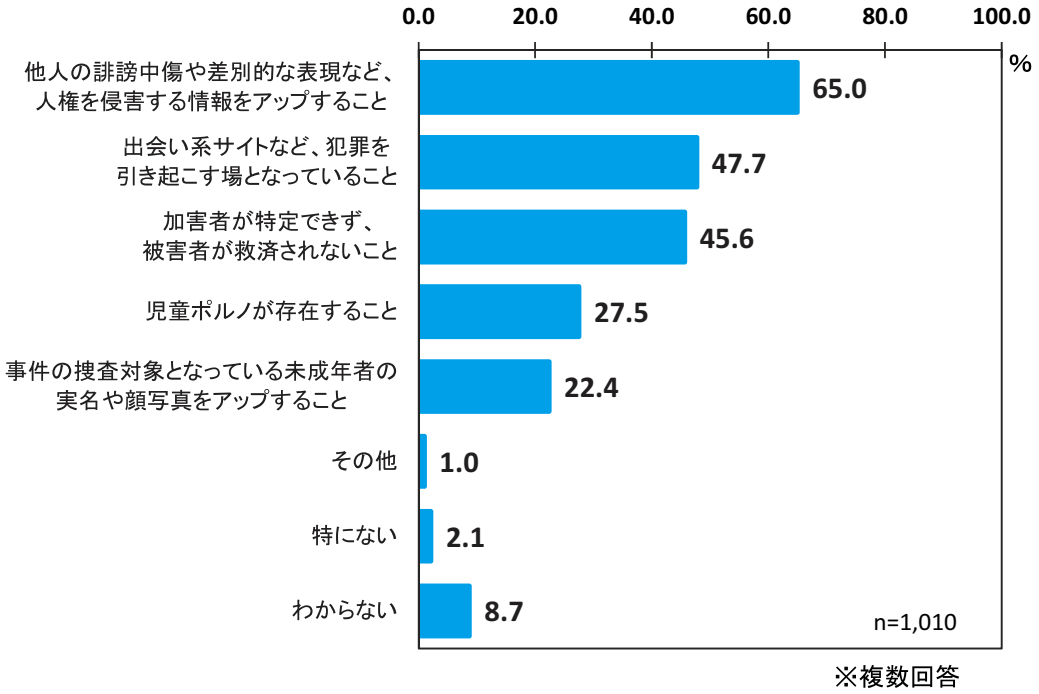

※複数回答

問 27　インターネット上での人権侵害を防ぐために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

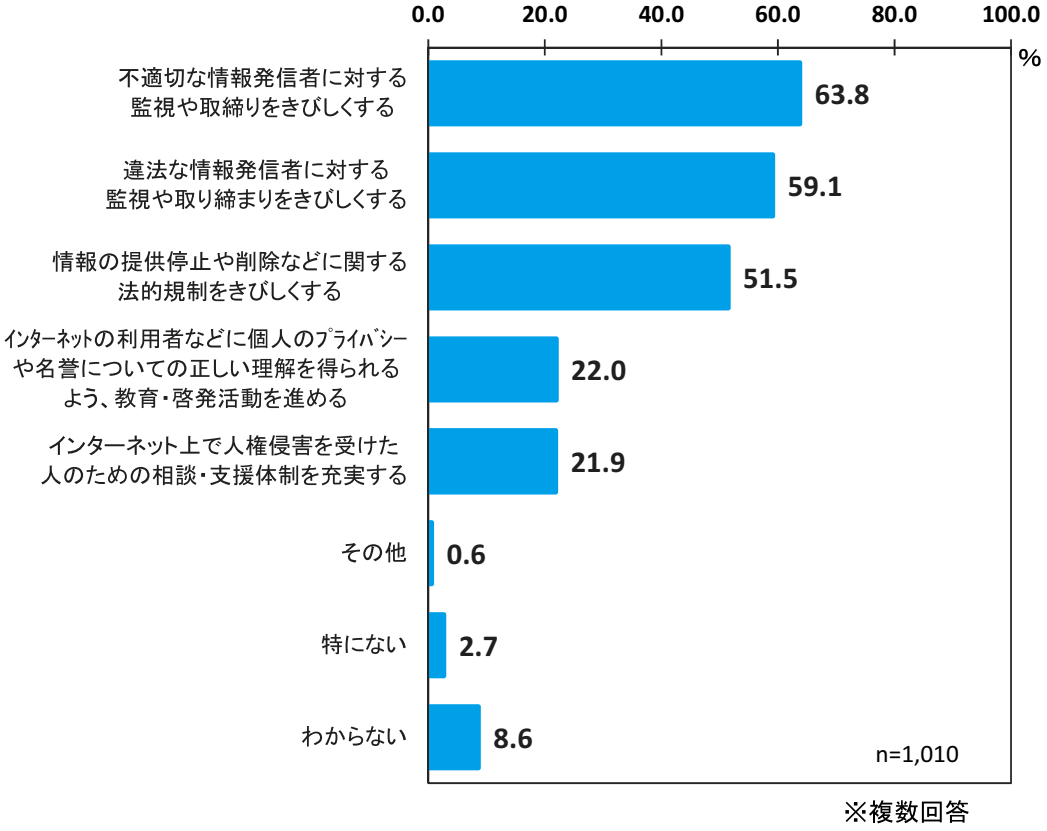

※複数回答

13. ホームレスに関する問題について

問 28　ホームレスに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

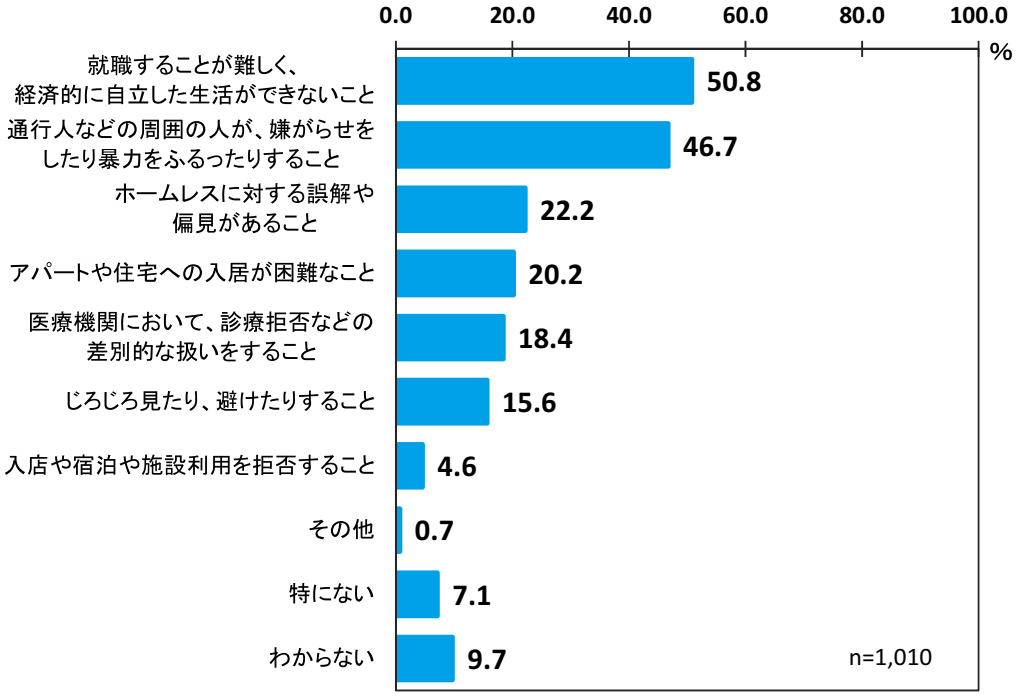

※複数回答

問 29　ホームレスの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

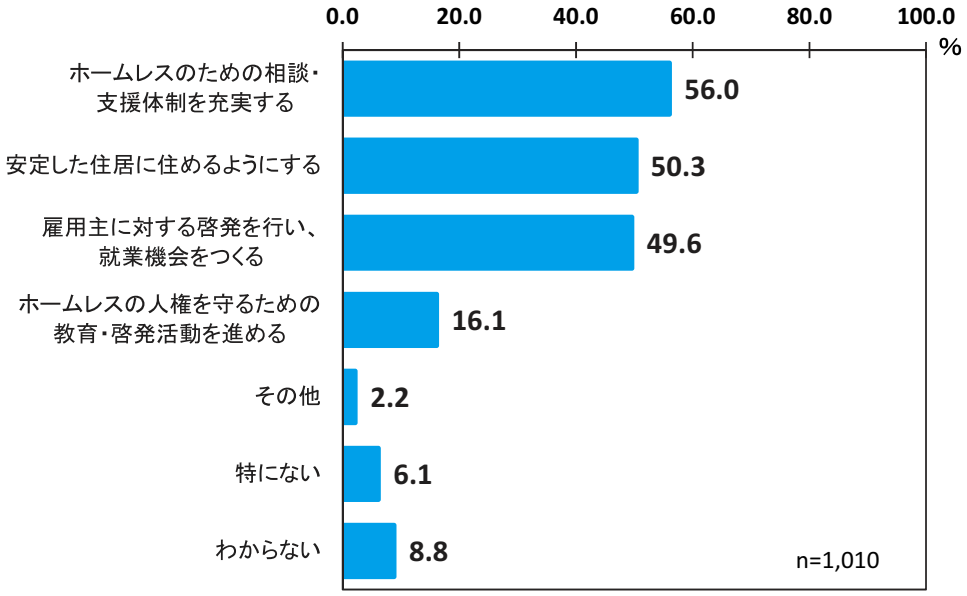

※複数回答

14. 性的少数者に関する問題について

問 30　性同一性障害や性的指向などの性的少数者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。

【あてはまるもの３つ以内に〇】

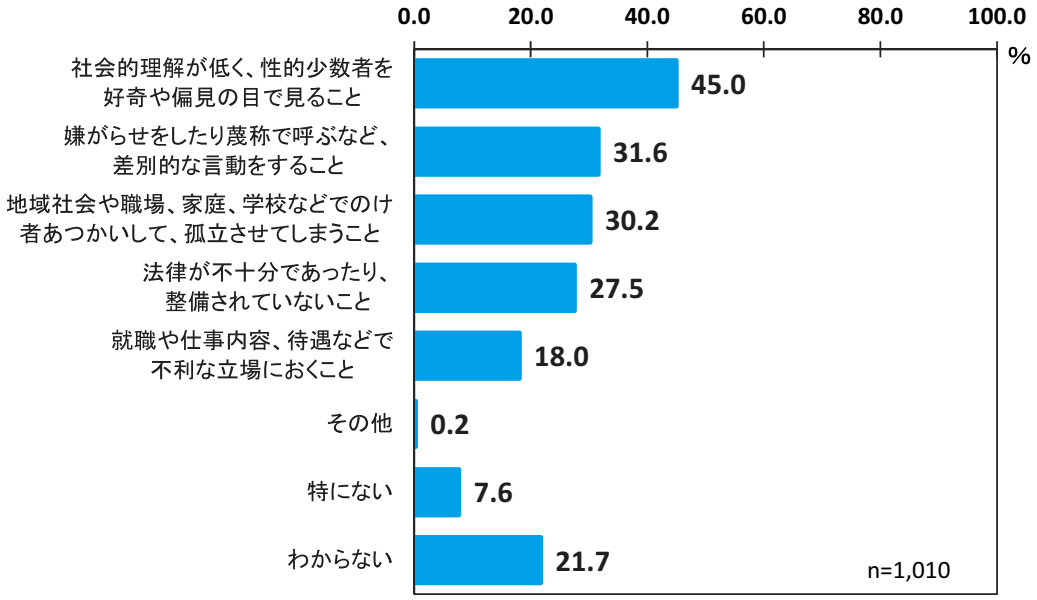

※複数回答

問 31　性同一性障害や性的指向などの性的少数者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

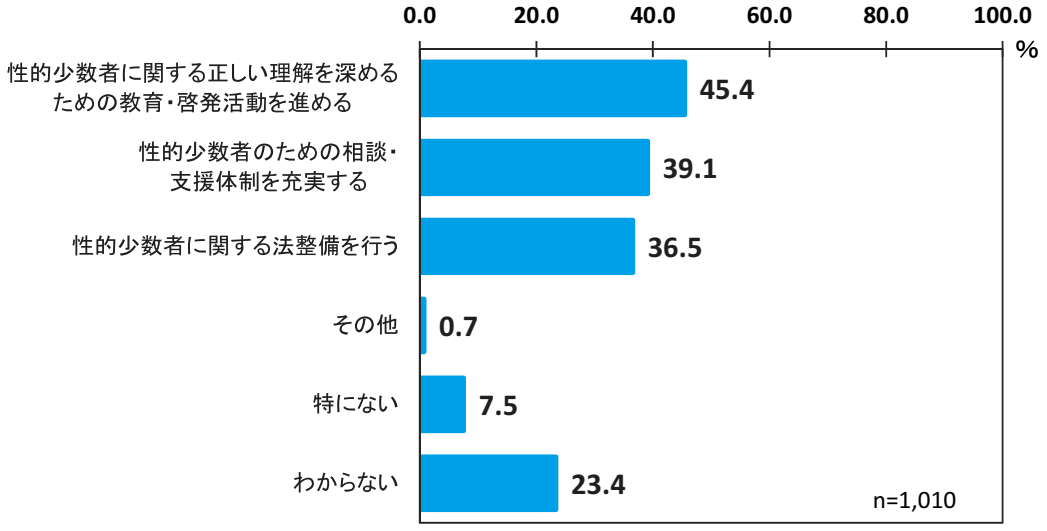

※複数回答

15. 水俣病に関する問題について

問 32　水俣病に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

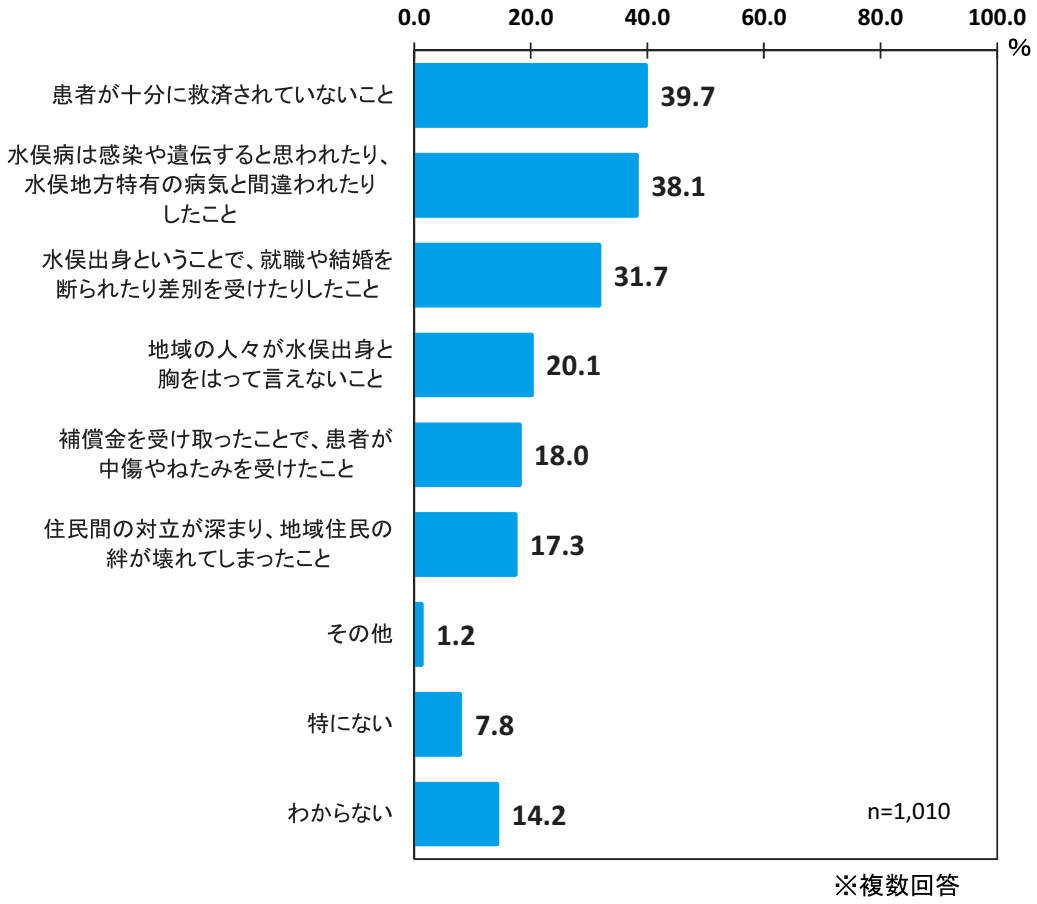

※複数回答

問 33　水俣病に関する人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

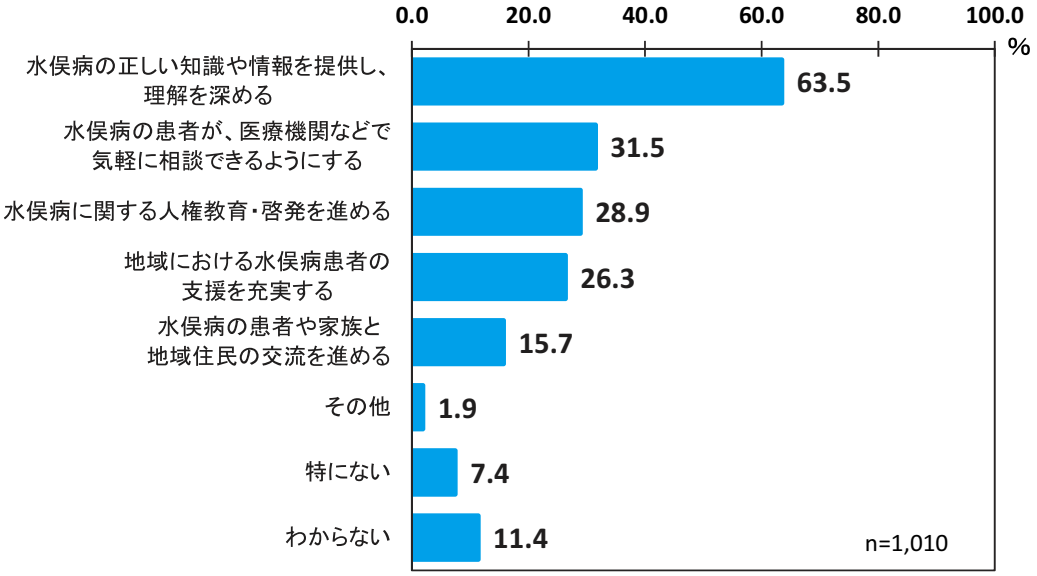

※複数回答

16. 人権に対する意識と啓発について

問 34　“人権の尊重”と“権利の主張”についてお尋ねします。近年、人権尊重の意識が高まる一方で、『自分の権利のみを強く主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた』という意見がありますが、この意見についてどう思われますか。【あてはまるもの１つに〇】

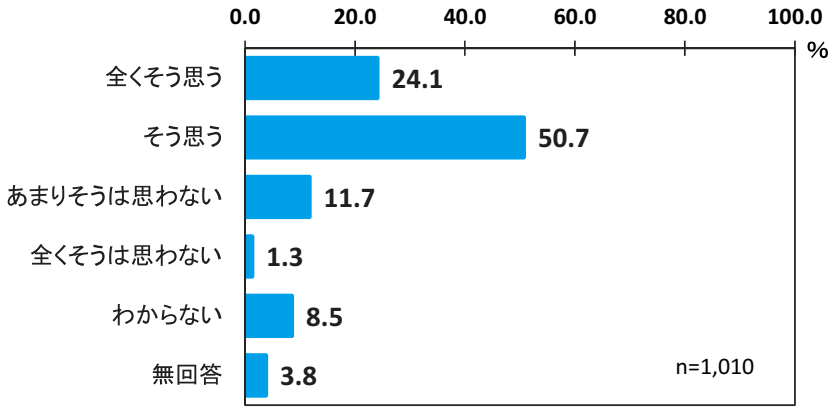

問 35　あなたにとって、人権についての理解を深めるのに、次のうち何が役立ちましたか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

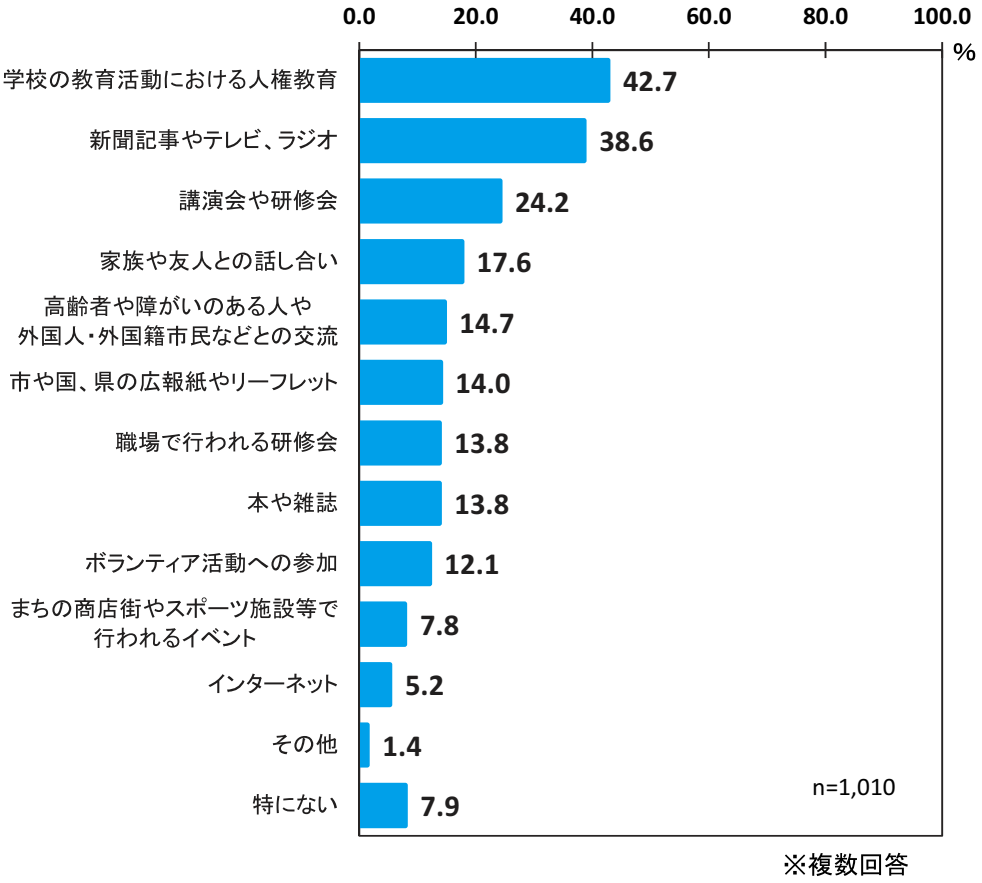

※複数回答

問 36　人権啓発のイベントなどに多くの人々が参加するには、どのような工夫が効果的だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

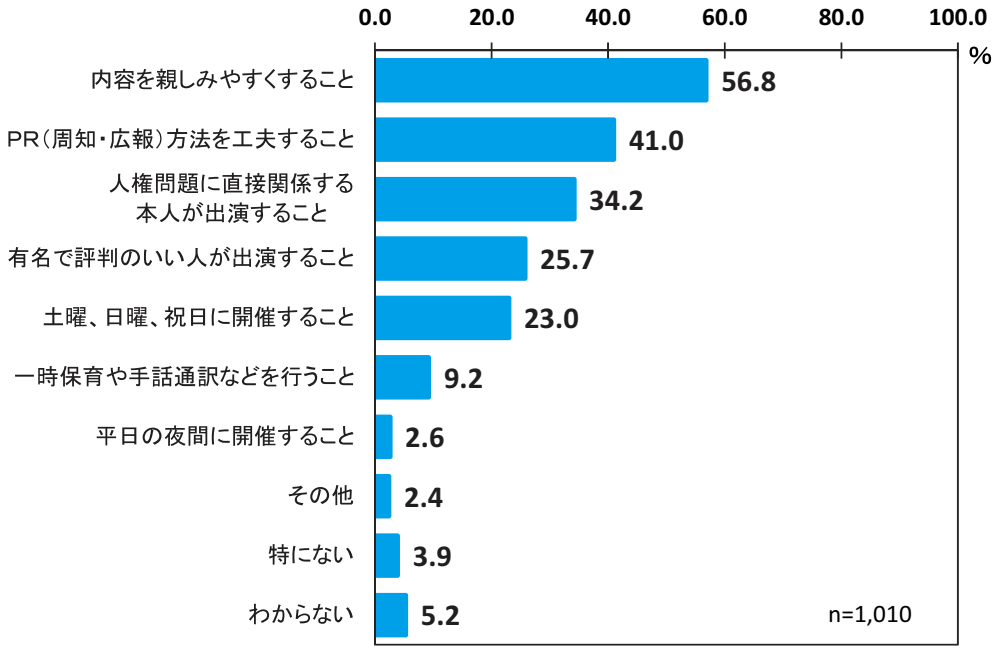

※複数回答

問 37　市民一人ひとりが人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきこととして、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまるもの３つ以内に〇】

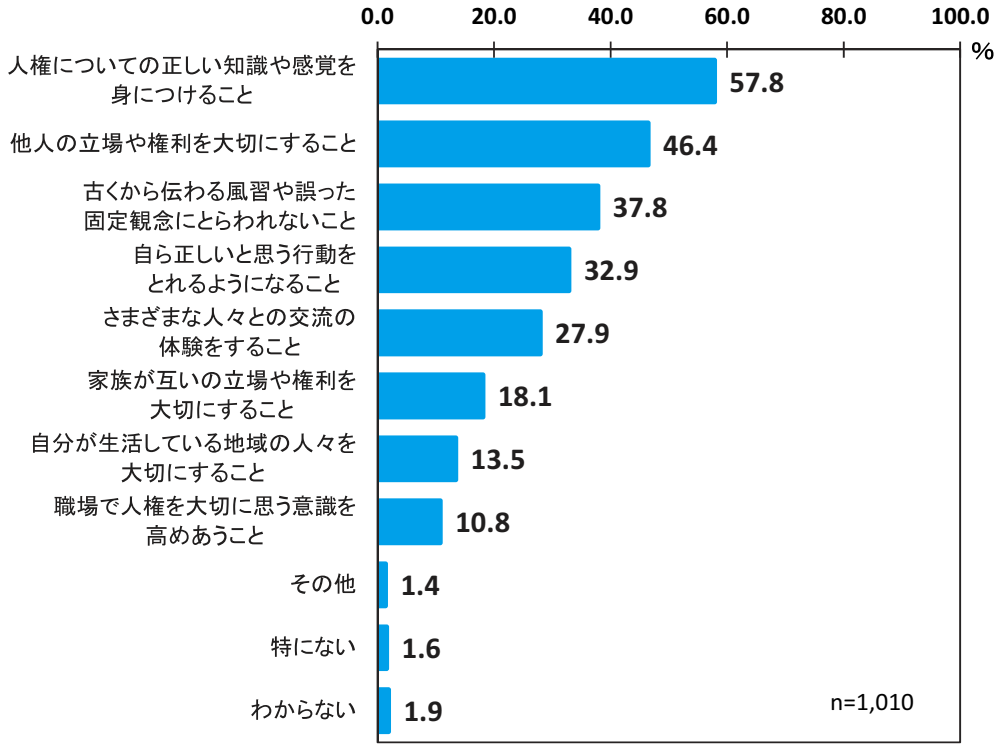

※複数回答

調査票

＜ご記入にあたっての注意＞

1．**封筒の宛名のご本人**がお答えください。
（記入については、ご家族の代筆でもかまいません。）
2．ご記入にあたっては、あてはまる番号を○で囲んでください。
3．質問に対する回答については、次の３種類があります。
・【あてはまるものすべてに○】…選択肢の中から該当するものをすべてお選びください。
・【あてはまるもの３つ以内に○】…選択肢の中から該当するものを３つまでお選びください。
・【あてはまるもの１つに○】…選択肢の中から該当するものを１つだけお選びください。
4．「その他」を選んだ場合は、お手数ですがその内容を具体的に（　）内にご記入ください。
5．黒の鉛筆またはボールペンなどではっきりと記入してください。
6．調査票、返信用封筒には、住所、氏名を記入する必要はありません。
7．記入した調査票は、折り曲げて同封の返信用封筒に入れ、**平成２５年１０月８日（火）**までにポストに入れてください（※切手は不要です）。
8．このアンケートに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ】　熊本市役所　企画振興局　人権推進総室
電　話：096-328-2333・ＦＡＸ：096-324-2105
電子メール：jinken@city.kumamoto.lg.jp

問１　あなたは、さまざまな人権問題について関心がありますか。
【あてはまるもの１つに○】

1．とても関心がある　　2．やや関心がある
3．あまり関心がない　　4．全く関心がない
5．どちらともいえない

問２　あなたは、次のうちどの人権問題に関心がありますか。

【あてはまるものすべてに○】

1．女性（又は男女）に関すること
2．子どもに関すること
3．高齢者に関すること
4．障がい者に関すること
5．部落差別に関すること（同和問題）(※1)
6．アイヌ(※2)の人々に関すること
7．外国人に関すること
8．エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者に関すること
9．ハンセン病(※3)回復者や元患者に関すること
10．刑を終えて出所した人に関すること
11．犯罪被害者やその家族に関すること
12．インターネット上でのこと
13．北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関すること
14．ホームレス(※4)に関すること
15．性同一性障害(※5)や性的指向(※6)などの性的少数者に関すること
16．東日本大震災に関すること
17．自死(※7)遺族に関すること
18．水俣病に関すること
19．その他（具体的に：　　）
20．特にない
21．わからない

＜用語解説＞

（※１）同和問題（どうわもんだい）

日本社会の歴史の中でかたちづくられた身分制度により、日本国民の一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される、我が国固有の人権問題を同和問題といいます。

（※２）アイヌ

日本とロシアにまたがる北方民族で、日本では北海道を中心に住んでおり、独自の文化を築き上げてきた先住民族をいいます。

＜用語解説＞

（※３）ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による慢性の感染症で、知覚麻痺や皮膚発疹の初期症状があります。感染力はきわめて弱く、今では確実に治療出来る病気です。

治療薬がない時代には、皮膚や手足の変形を起こしたり、失明するなど、治っても重い後遺症を残すことがありました。また、かつては「遺伝病」や「不治の病」であると誤解されたことも、偏見・差別の要因でした。さらに、治療方法が確立された後も、国がハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとり続けたことが、「ハンセン病は怖い病気である」という誤った認識を定着させ、偏見・差別を強めてしまいました。

（※４）ホームレス

経済的事情などにより、路上生活や野営生活などを余儀なくされている状況にある人々のことで、特定の住所を持たない人をいいます。

（※５）性同一性障害（せいどういつせいしょうがい）

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しない状態を「性同一性障害（Gender Identity Disorder（GID)」と呼びます。

性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

（※６）性的指向（せいてきしこう）

人の性愛がどういう対象に向かうのかを「性的指向」と言い、具体的には，性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。

このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があとを絶たないのが現状です。

（※７）自死（じし）

意思的な死（＝いわゆる自殺）を非道徳的・反社会的行為と責めないでいう言い方です。

問３　あなたは、自分の人権が守られていると感じますか。

【あてはまるもの１つに○】

１．とても感じる　　２．やや感じる
３．あまり感じない　　４．全く感じない
５．どちらともいえない

問４　あなたは、この数年（概ね３～４年）の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。【あてはまるもの１つに○】

１．ある　　２．ない → 問６へ

問５　問４で「１．ある」と回答された方はどのような人権侵害を受けましたか。

【あてはまるものすべてに○】

１．女性（又は男女）に関すること
２．子どもに関すること
３．高齢者に関すること
４．障がい者に関すること
５．部落差別に関すること（同和問題）(※1)
６．アイヌ(※2)の人々に関すること
７．外国人に関すること
８．エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者に関すること
９．ハンセン病(※3)回復者や元患者に関すること
10．刑を終えて出所した人に関すること
11．犯罪被害者やその家族に関すること
12．インターネット上でのこと
13．北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関すること
14．ホームレス(※4)に関すること
15．性同一性障害(※5)や性的指向(※6)などの性的少数者に関すること
16．東日本大震災に関すること
17．自死(※7)遺族に関すること
18．水俣病に関すること
19．その他（具体的に：　　）

問６　あなたは、この数年（概ね３～４年）の間に、他人の人権を侵害したと思ったことがありますか。【あてはまるもの１つに○】

１．ある　　２．ない ⟶ 問８へ

問７　問６で「１．ある」と回答された方はどのような人権侵害をしましたか。
【あてはまるものすべてに○】

１．女性（又は男女）に関すること
２．子どもに関すること
３．高齢者に関すること
４．障がい者に関すること
５．部落差別に関すること（同和問題）(※1)
６．アイヌ(※2)の人々に関すること
７．外国人に関すること
８．エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者に関すること
９．ハンセン病(※3)回復者や元患者に関すること
10．刑を終えて出所した人に関すること
11．犯罪被害者やその家族に関すること
12．インターネット上でのこと
13．北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関すること
14．ホームレス(※4)に関すること
15．性同一性障害(※5)や性的指向(※6)などの性的少数者に関すること
16．東日本大震災に関すること
17．自死(※7)遺族に関すること
18．水俣病に関すること
19．その他（具体的に：　　）

問８　女性（又は男女）に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．「男は仕事、女は家庭」といった考え方
2．就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇のちがい
3．職場や学校などにおけるセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠や出産者に対するいやがらせやいじめ）
4．夫や恋人など親しい関係にある男性からの女性に対する暴力（なぐる、暴言、行動を監視するなど）
5．売春・買春（援助交際も含む）
6．テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどにわいせつ情報がたくさん出ていること
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問９　女性（又は男女）の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．女性のための相談・支援体制を充実する
2．男女がともに、自分らしいバランスで仕事、家庭、地域に関わることができる環境をつくる
3．さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を進める
4．女性の人権を守るための啓発広報活動などを進める
5．男女平等などに関する教育を充実する
6．マスコミなどが紙面、番組、広告などの内容に気をくばる
7．女性に対する犯罪の取り締まりをきびしくする
8．女性に対して暴力を振るう加害者への教育・相談体制を充実する
9．その他（具体的に：　　）
10．特にない
11．わからない

問 10　子どもに関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．仲間はずしや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること
2．いじめをしている人やいじめられている人を見ても、見ぬふりをすること
3．教師が子どもをなぐるなど、体罰を加えること
4．親などが子どもに暴力を加えるなど、虐待すること
5．大人が子どもの意見を無視したり、大人の考えを押しつけたりすること
6．児童買春や児童ポルノなど
7．ひとつの側面だけで子どものすべてを評価してしまうこと
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 11　子どもの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．子どものための相談・支援体制を充実する
2．子どもの人権を守るための教育・啓発活動を進める
3．教師の資質や能力を高める
4．親などへの教育、相談・支援体制を充実する
5．子どもに、自分も他人も大切であることを教える
6．それぞれの子どもの人格を大切にする
7．児童買春や児童ポルノなどの取り締まりをきびしくする
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 12　高齢者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2．悪徳商法などの被害にあう高齢者が多いこと
3．家庭内での看護や介護において劣悪な処遇や虐待が行われること
4．病院や福祉施設内において劣悪な処遇や虐待が行われること
5．高齢者をやっかいに思い、避けること
6．高齢者の意見や行動を尊重しないこと
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 13　高齢者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．高齢者のための相談・支援体制を充実する
2．高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を進める
3．高齢者が地域の支援を得て、生活しやすい環境にする
4．高齢者に対する犯罪の取り締まりをきびしくする
5．高齢者と他の世代との交流を促進する
6．在宅サービスや福祉施設・病院を充実する
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 14　障がいのある人に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．差別的な発言をすること
2．じろじろ見たり、避けたりすること
3．障がいのある人の意志を尊重しないこと
4．アパートや住宅への入居が困難なこと
5．道路の段差解消やエレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりが十分でないこと
6．働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
7．学校の受け入れ体制が十分でないこと
8．病院や福祉施設内において、劣悪な待遇や虐待が行われていること
9．スポーツ、文化活動、地域活動に気軽に参加できないこと
10．近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと
11．盲導犬や介助犬を連れての入店や入室を断ること
12．その他（具体的に：　　）
13．特にない
14．わからない

熊本市人権キャラクター

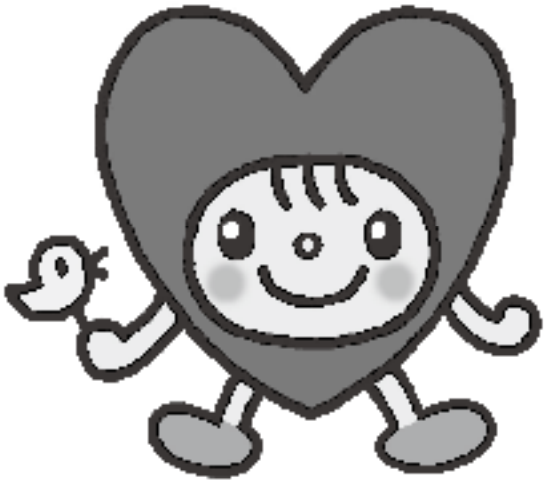

ラブミン

問 15　障がいのある人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．障がいのある人のための相談・支援体制を充実する
2．障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動を進める
3．在宅サービスや福祉施設・病院を充実する
4．障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
5．障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行う
6．障がいのある人の雇用を確保する
7．障がいのある人もない人も共に活動し交流する場の提供を行う
8．障がいのある人が審議会などへ参加し、意見を反映させる機会を増やす
9．人権侵害があった場合に障がいのある人の権利や生活を守る制度を充実させる
10．その他（具体的に：　　）
11．特にない
12．わからない

問 16　同和問題（※1）で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．結婚問題で周囲が反対すること
2．就職の際や職場において不利な扱いをすること
3．地域社会で不利な扱いをすること
4．身元調査をすること
5．差別的な発言をすること
6．差別的な落書きをしたりインターネット上に差別的な情報をのせたりすること
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 17　同和問題（※1）を解決するために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．同和問題に関わる人権相談などを充実する
2．学校や地域における人権教育を進める
3．広報紙の発行や人権講演会などで人権啓発を進める
4．市民一人ひとりが同和問題について正しい理解を深めるように努力する
5．地域社会が差別を認めないこと
6．住所や出身地に関係なく人々の交流を活発にし、まちづくりを進める
7．同和問題のことを口に出さないで、そっとしておく
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 18　外国人が地域で生活するとき、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．じろじろ見たり、避けたりすること
2．外国人の意見や行動を尊重しないこと
3．差別的な発言や行為をすること
4．アパートや住宅への入居が困難なこと
5．外国人が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
6．施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが出来ていないこと
7．外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと
8．近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと
9．その他（具体的に：　　）
10．特にない
11．わからない

問 19　外国人の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．住民も外国人もともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める
2．外国語による情報提供を充実させる
3．外国語による相談の場を増やす
4．同じ体験をした、悩みを共感できる相談者がいる相談の場を作る
5．外国人のための日本語教室を設ける
6．外国人も、日本人と同等のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする
7．外国人と日本人の相互理解と交流を進める
8．住宅への入居支援（入居の際の差別の解消）
9．就学や就職の支援
10．災害時の外国住民への対応
11．その他（具体的に：　　）
12．特にない
13．わからない

問 20　エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。

【あてはまるもの３つ以内に○】

1．患者や感染者のプライバシーが守られないこと
2．就職の際や職場において不利な扱いをすること
3．病院での治療や入院を断ること
4．患者や感染者との結婚に反対すること
5．医療機関等が本人に無断でエイズ検査をすること
6．差別的な発言や行為をすること
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 21　エイズ患者やＨＩＶ（エイズウィルス）感染者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する
2．患者や感染者への偏見や差別をなくすための啓発活動を行う
3．エイズやエイズウィルスに関する正しい知識について学校教育の中に取り入れる
4．患者や感染者を支援するため、行政・医療機関・ＮＧＯなどのネットワーク化を進める
5．患者や感染者の生活を支援する
6．患者や感染者の医療費を援助する
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 22　ハンセン病（※3）回復者や元患者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．じろじろ見たり、避けたりすること
2．怖い病気といった誤解があること
3．病院での治療や入院を断ること
4．家族や親戚からつきあいを断られること
5．社会復帰が困難なこと
6．差別的な発言や行為をすること
7．アパートや住宅への入居が困難なこと
8．旅館やホテルなどの利用で不当な扱いを受けること
9．就職の際や職場において不利な扱いをすること
10．その他（具体的に：　　）
11．特にない
12．わからない

問 23　ハンセン病（※3）回復者や元患者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．医療体制やカウンセリング体制を充実する
2．患者や元患者への偏見や差別をなくすための啓発活動を行う
3．ハンセン病に関する正しい知識について学校教育の中に取り入れる
4．患者や元患者を支援するため、行政・医療機関・ＮＧＯなどのネットワーク化を進める
5．患者や元患者の生活を支援する
6．地域との交流を促進する
7．行政の窓口が、問題を十分に認識したうえで適切な対応をとること
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 24　犯罪被害者やその家族に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．犯罪行為によって、経済的な負担を強いられること
2．事件のことで、周囲がうわさ話をすること
3．関係機関に相談しても期待にそった支援が得られないこと
4．捜査活動や刑事裁判によって、精神的な負担がかかること
5．マスコミの取材や報道により、私生活の平穏やプライバシーが保てなくなること
6．その他（具体的に：　　）
7．特にない
8．わからない

問 25　犯罪被害者やその家族の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．犯罪被害者やその家族のための相談・支援体制を充実する
2．犯罪被害者やその家族の人権を守るための教育・啓発活動を進める
3．犯罪被害者やその家族のための経済的な支援を行う
4．犯罪被害者やその家族への適切なカウンセリングを行う
5．捜査活動や刑事裁判において、犯罪被害者やその家族に十分な気配りをする
6．マスコミなどが犯罪被害者やその家族の人権に気配りした報道や取材を行う
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 26　インターネット上で、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報をアップする（出す）こと
2．出会い系サイトなど、犯罪を引き起こす場となっていること
3．事件の捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真をアップする（出す）こと
4．児童ポルノが存在すること
5．加害者が特定できず、被害者が救済されないこと
6．その他（具体的に：　　）
7．特にない
8．わからない

問 27　インターネット上での人権侵害を防ぐために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制を充実する
2．不適切な情報発信者に対する監視や取締りをきびしくする
3．インターネットの利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉についての正しい理解を得られるよう、教育・啓発活動を進める
4．情報の提供停止や削除などに関する法的規制をきびしくする
5．違法な情報発信者に対する監視や取り締まりをきびしくする
6．その他（具体的に：　　）
7．特にない
8．わからない

問 28　ホームレス（※4）に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．ホームレスに対する誤解や偏見があること
2．通行人などの周囲の人が、嫌がらせをしたり暴力をふるったりすること
3．じろじろ見たり、避けたりすること
4．医療機関において、診療拒否などの差別的な扱いをすること
5．就職することが難しく、経済的に自立した生活ができないこと
6．アパートや住宅への入居が困難なこと
7．入店や宿泊や施設利用を拒否すること
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 29　ホームレス（※4）の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．ホームレスのための相談・支援体制を充実する
2．ホームレスの人権を守るための教育・啓発活動を進める
3．雇用主に対する啓発を行い、就業機会をつくる
4．安定した住居に住めるようにする
5．その他（具体的に：　　）
6．特にない
7．わからない

問 30　性同一性障害（※5）や性的指向（※6）などの性的少数者に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。

【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．社会的理解が低く、性的少数者を好奇や偏見の目で見ること
2．就職や仕事内容、待遇などで不利な立場におくこと
3．地域社会や職場、家庭、学校などでのけ者あつかいして、孤立させてしまうこと
4．嫌がらせをしたり蔑称で呼ぶなど、差別的な言動をすること
5．法律が不十分であったり、整備されていないこと
6．その他（具体的に：　　）
7．特にない
8．わからない

問 31　性同一性障害（※5）や性的指向（※6）などの性的少数者の人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．性的少数者のための相談・支援体制を充実する
2．性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める
3．性的少数者に関する法整備を行う
4．その他（具体的に：　　）
5．特にない
6．わからない

問 32　水俣病に関することで、あなたが人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．患者が十分に救済されていないこと
2．水俣病は感染や遺伝すると思われたり、水俣地方特有の病気と間違われたりしたこと
3．水俣出身ということで、就職や結婚を断られたり差別を受けたりしたこと
4．補償金を受け取ったことで、患者が中傷やねたみを受けたこと
5．住民間の対立が深まり、地域住民の絆が壊れてしまったこと
6．地域の人々が水俣出身と胸をはって言えないこと
7．その他（具体的に：　　）
8．特にない
9．わからない

問 33　水俣病に関する人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．水俣病の正しい知識や情報を提供し、理解を深める
2．水俣病の患者が、医療機関などで気軽に相談できるようにする
3．水俣病の患者や家族と地域住民の交流を進める
4．地域における水俣病患者の支援を充実する
5．水俣病に関する人権教育・啓発を進める
6．その他（具体的に：　　）
7．特にない
8．わからない

問 34　“人権の尊重”と“権利の主張”についてお尋ねします。近年、人権尊重の意識が高まる一方で、『自分の権利のみを強く主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた』という意見がありますが、この意見についてどう思われますか。【あてはまるもの１つに〇】

1．全くそう思う　　2．そう思う
3．あまりそうは思わない　　4．全くそうは思わない
5．わからない

問 35　あなたにとって、人権についての理解を深めるのに、次のうち何が役立ちましたか。【あてはまるもの３つ以内に〇】

1．講演会や研修会
2．学校の教育活動における人権教育
3．職場で行われる研修会
4．まちの商店街やスポーツ施設等で行われるイベント
5．高齢者や障がいのある人や外国人・外国籍市民などとの交流
6．市や国、県の広報紙やリーフレット
7．本や雑誌
8．新聞記事やテレビ、ラジオ
9．インターネット
10．家族や友人との話し合い
11．ボランティア活動への参加
12．その他（具体的に：　　）
13．特にない

問 36　人権啓発のイベントなどに多くの人々が参加するには、どのような工夫が効果的だと思いますか。【あてはまるもの３つ以内に○】

1．有名で評判のいい人が出演すること
2．人権問題に直接関係する本人が出演すること
3．内容を親しみやすくすること
4．土曜、日曜、祝日に開催すること
5．平日の夜間に開催すること
6．一時保育や手話通訳などを行うこと
7．ＰＲ（周知・広報）方法を工夫すること
8．その他（具体的に：　　）
9．特にない
10．わからない

問 37　市民一人ひとりが人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきこととして、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。
【あてはまるもの３つ以内に○】

1．人権についての正しい知識や感覚を身につけること
2．古くから伝わる風習や誤った固定観念にとらわれないこと
3．自ら正しいと思う行動をとれるようになること
4．他人の立場や権利を大切にすること
5．自分が生活している地域の人々を大切にすること
6．家族が互いの立場や権利を大切にすること
7．職場で人権を大切に思う意識を高めあうこと
8．さまざまな人々との交流の体験をすること
9．その他（具体的に：　　）
10．特にない
11．わからない

◆ 人権についてのご意見・ご感想などをご記入ください。

【あなた自身のことについておたずねします】

Ｆ１　あなたの性別は。【あてはまるもの１つに〇】

１．男性　　２．女性

Ｆ２　あなたの年齢は。（平成２５年８月１日現在の満年齢）

【あてはまるもの１つに〇】

１．２０～２９歳　　２．３０～３９歳
３．４０～４９歳　　４．５０～５９歳
５．６０～６９歳　　６．７０～７９歳
７．８０歳以上

Ｆ３　あなたの現在の職業は。【主なもの１つに〇】

１．農林業・水産業
２．自営業・個人業
３．会社、工場、商店、団体などに勤務
４．公務員
５．学生
６．無職
７．その他の職業（具体的に：　　）

Ｆ４　あなたのお住まいはどちらですか。【あてはまるもの１つに〇】

１．中央区　　２．東区
３．西区　　４．南区
５．北区

Ｆ５　あなたの国籍は。【あてはまるもの１つに〇】

１．日本
２．中国（台湾を含む）
３．韓国・朝鮮
４．フィリピン
５．インドネシア
６．アメリカ合衆国
７．イギリス
８．その他（具体的に：　　）

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

熊本市人権教育・啓発基本計画≪改訂版≫

平成 26 年（2014 年）7 月　改訂

熊本市企画振興局人権推進総室
860-8601　熊本市中央区手取本町1-1
Tel 096-328-2333
Fax 096-324-2105
mail jinken@city.kumamoto.lg.jp